

監査結果公表第2－4号

包括外部監査結果に基づく措置の通知の公表について

次のとおり包括外部監査の結果に基づく措置の通知がありましたので、地方自治法第252条の38第6項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

令和2年8月31日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	重松 恵美子
同	梶井 政佐美

記

1 措置の通知

令和2年8月26日付け 八政行第32号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市監査委員 吉 川 慎一郎 様
八尾市監査委員 八 百 康 子 様
八尾市監査委員 重 松 恵美子 様
八尾市監査委員 榊 井 政佐美 様

八尾市長 山本 桂右

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について（通知）

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年 7 月 20 日までに講じた措置等について別紙のとおり通知します。

記

○平成 19 年度包括外部監査について

人件費にかかる財務事務について

○平成 23 年度包括外部監査について

教育行政における取組み等について

○平成 26 年度包括外部監査について

生活保護事業に関する事務の執行について

○平成 27 年度包括外部監査について

市単費事業に関する事務の執行について

○平成 28 年度包括外部監査について

外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について

○平成 29 年度包括外部監査について

税務事務の執行について

○平成 30 年度包括外部監査について

補助金・負担金等に係る事務の執行について

○令和元年度包括外部監査について

高齢者福祉に関する事務の執行について

※なお、平成 14 年度包括外部監査「出資法人（4 法人）の財務事務及び八尾市の 4 出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について」、平成 15 年度「補助金の財務事務の執行について」、平成 16 年度「八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について」、平成 17 年度「「公の施設」の管理運営について」、平成 18 年度「八尾市立病院事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について」、平成 20 年度「国民健康保険事業及び介護保険事業について」、平成 21 年度「委託契約及び工事請負契約の事務の執行について」、平成 22 年度「歳入の執行事務について」、平成 24 年度「水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について」及び、平成 25 年度「公共資産（インフラ資産）の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」は、全ての結果・意見に対して対応済みとなっております。

○包括外部監査における改善措置等の状況(令和2年7月20日時点)

	監査の内容	結果意見の件数 (a)		令和2年1月20日まで の対応済み件数 (b)	今回対応分 (a)-(b) =(c)	今回対応済みとなった件数		次回以降に 対応する件数 (c)-(d)	
		結果	意見			合計件数 (d)	内、「措置済み」件数		内、「市の判断により 対応」件数
H14～18年度までの監査の結果・意見は、すべて対応済み 監査の内容:(14出資法人)(15補助金)(16公共下水道)(17公の施設)(18市立病院)		結果	45	45					
		意見	441	441					
19	人件費にかかる財務事務について	結果	4	4	—	—	—	—	
		意見	33	29	4	0	0	4	
20	国民健康保険事業及び介護保険事業について	結果	3	3	—	—	—	—	
		意見	19	19	—	—	—	—	
21	委託契約及び工事請負契約の事務の執行について	結果	10	10	—	—	—	—	
		意見	44	44	—	—	—	—	
22	歳入の執行事務について	結果	5	5	—	—	—	—	
		意見	25	25	—	—	—	—	
23	教育行政における取組み等について	結果	2	2	—	—	—	—	
		意見	18	17	1	0	0	1	
24	水道事業の財務に関する事務及び経営に関する事業の管理について	結果	2	2	—	—	—	—	
		意見	8	8	—	—	—	—	
25	公共資産(インフラ資産)の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び 事業の管理について	結果	1	1	—	—	—	—	
		意見	9	9	—	—	—	—	
26	生活保護事業に関する事務の執行について	結果	7	7	—	—	—	—	
		意見	22	21	1	0	0	1	
27	市単費事業に関する事務の執行について	結果	4	4	—	—	—	—	
		意見	67	61	6	0	0	6	
28	外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の 事務の執行について	結果	26	26	—	0	0	—	
		意見	94	81	13	0	0	13	
29	税務事務の執行について	結果	3	3	—	—	—	—	
		意見	21	19	2	0	0	2	
30	補助金・負担金等に係る事務の執行について	結果	7	6	1	1	1	0	
		意見	52	23	29	12	12	0	17
R1	高齢者福祉に関する事務の執行について	結果	18		18	16	16	0	2
		意見	66		66	29	29	0	37
合計		結果	137	118	19	17	17	0	2
		意見	919	797	122	41	41	0	81

※網掛けセル部分は、結果や意見への措置等がすべて完了したものの。

1. 令和2年7月20日までに改善措置等を講じた事項

【平成30年度】補助金・負担金等に係る事務の執行について

監査の結果(1件)

地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	R2.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20までの取組等の内容と改善の方針
1	生涯学習スポーツ課	八尾市文化芸術芸能祭助成金について	八尾市文化芸術芸能祭助成金交付要綱第15条第1項では、毎年5月末日までに関係書類を提出することを求めている一方で、第2項では会計年度終了後30日以内、つまり4月末日までに関係書類を提出することを求めており、矛盾が生じている。 交付要綱は矛盾のないように修正することが必要である。	八尾市文化芸術芸能祭助成金交付要綱第15条第1項及び第2項については、事業終了後30日以内に報告しなければならないと要綱改正し、令和2年度より施行予定です。	八尾市文化芸術芸能祭助成金交付要綱第15条第1項及び第2項について、事業終了後30日以内に報告しなければならないと要綱改正し、令和2年度より施行しました。 (措置済み)

【平成30年度】補助金・負担金等に係る事務の執行について

意見(12件)

地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R2.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20までの取組等の内容と改善の方針
1	高齢介護課	八尾市高齢クラブ活動助成金について	平成29年度において、市は連合会事業実績報告書については、添付資料である「平成29年度高齢クラブ連合会補助金対象経費明細(決算)」の金額を決算書と確認しているが、高齢クラブについては高齢クラブ連合会の取りまとめた「単位高齢クラブ事業の状況」の一覧を入手しているのみで、この資料の対象経費の支出額と関係帳簿及び証拠書類との確認は実施していない状況であった。平成29年度までは一律の金額の助成金を交付していたが、平成30年度からは助成金の金額の決定に実支出額が影響してくるため、実績報告書に記載の数値が正しいか確認することが重要である。したがって、高齢クラブから実績報告書の提出を受け、関係帳簿や証拠書類の提出も受け、実績報告書の記載内容の確認を行うべきである。	数クラブを抽出して、関係帳簿及び証拠書類の提出を求め実績報告書との確認作業を行います。	毎年度、一定数の単位クラブに関係帳簿及び領収書類等の証拠書類の提出を求め、実績報告書の記載内容の確認を行うこととし、その確認作業を実施いたしました。 (措置済み)
2 3	障がい福祉課	八尾市地域活動支援センターIV型補助金	(2)自己収入が少なく、財政的基盤の弱い団体の事業費を補助するという本補助金の性質上、いざどりの正味財産が増加傾向にある現在の状況からは、補助金の交付額の妥当性につき検討することが必要である。 妥当な補助金額という点では、現在の要綱に定められている補助対象経費の総額と上限600万円のう	法人には、補助金の目的と性質を説明し、今後補助額を補助対象経費から自己収入を控除した金額とすること等で調整しました。	法人に対し、補助金の目的と性質を説明し、補助金額を上限600万円または、補助対象経費から自己収入を控除した金額のうち、少ない方を交付することといたしました。 (措置済み)

			<p>ち少ない方とするのではなく、補助対象経費の総額から自己収入を控除した後の金額と上限 600 万円のうち少ない方とすること等が考えられる。</p> <p>(3) 本補助金の交付金額は 600 万円と高額であり、これを一括で概算払いにより交付することには、一時的な資金の流用のリスクがある。具体的な交付回数及び時期については、補助事業者の経済的実態と交付事務の効率性を考慮して決定されるべきではあるが、いどりの業務遂行のために補助金全額を一括で交付する必要性は認められないため、四半期ごともしくは半期ごとに分けて補助金を交付すべきである。</p>		
4	高齢介護課 地域支援室	八尾市街かどデイハウス事業運営補助金について	<p>(1) 実地調査において、任意の月の帳簿等の記載内容が正しいことを、出納簿を領収書との照合等により検証しているが、実施時期は1月から2月であり、年度末終了後に実施されるものではないため、事業実績報告書の記載内容の検証を実地調査で実施することは不可能である。</p> <p>したがって、履行確認時に、補助金交付先の領収書を入手し、それらと事業実績報告書に記載の収支額を照らし合わせなければ、実績報告が正しくなされているかを確認することができない。よって、交付要綱に事業実績報告等の添付資料として領収書を提出する旨を定め、市は、事業実績報告書との整合性を確認すべきである。</p>	<p>街かどデイハウス事業者に対して、令和2年1月実施の実地指導及び3月実施予定の集団指導において、令和元年度の実績報告書提出時に補助金にかかる領収書の提出が必要な旨を再度、説明したうえで、提出時に実績報告書との整合性について確認するよう対応を進めております。</p>	<p>補助金交付について、補助金を分割で支払うことや、分割の回数等について調整しました。</p> <p>補助金交付について、半期ごとに分けて交付することといたしました。 (措置済み)</p>
5 6	高齢介護課	八尾市高齢者ふれあい入浴事業助成金について	<p>(2) 八尾市ふれあいの湯交流事業補助金交付要綱及び八尾市高齢者ふれあい入浴事業助成金交付要綱において、具体的な経費の内容が明確に定められていない。</p> <p>交付要綱における補助対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める補助対象経費とは異なる経費に対して補助金が交付されるおそれがあるため、補助対象経費の範囲は交付要綱に明確に記載すべきであり、事業費と運営費ごとに補助対象経費を区分することや、補助対象としない費用を明確にすること等を検討すべきである。</p> <p>(3) 本事業は健康増進及びコミュニケーションの場の提供に一定の寄与をしているとも思えるが、お風呂がない家庭、貧困世帯への支援ではないため、緊急性も低く、制度設計当初から市民のニーズ及び組合の役割が変化していると考えられる。</p> <p>限られた財源の中、福祉施策を維持するためには、福祉施策の中でも何が必要か精査し、今後のあ</p>	<p>令和2年3月にふれあい入浴事業助成金交付要綱を廃止し、ふれあいの湯交流事業補助金交付要綱の改正において、補助対象経費の範囲を明確に記載する予定です。</p> <p>本市では高齢者福祉施策としての「通いの場」の充実に取り組んでおり、限られた財源の中で、事業の必要性を精査した結果、高齢者ふれあい入浴事業を廃止し、公衆浴場でレクリエーションや健康相談などを行い、地域住民の「通いの場」として活用する事業に注力することを検討しております。</p>	<p>令和2年3月にふれあい入浴事業助成金交付要綱を廃止し、ふれあいの湯交流事業補助金交付要綱につきまは、補助対象経費の範囲を明確に記載し令和2年4月より施行しました。 (措置済み)</p> <p>本市では高齢者福祉施策としての「通いの場」の充実に取り組んでおり、限られた財源の中で、事業の必要性を精査した結果、令和2年3月末で高齢者ふれあい入浴事業を廃止し、公衆浴場でレクリエーションや健康相談などのイベントを行い、地域住民の「通いの場」として活用するふれあいの湯交流事業の充実に取り組みました。</p>

			り方を検討すべきである。		(措置済み)
7	産業政策課	中小企業振興対策補助金について	<p>本補助金の成果指標は補助金の執行率となっており、事業での成果を表す指標の設定にはなっていない状況であった。</p> <p>成果指標が適切でない場合、補助金の目的達成度や効果の測定が不明確となり、補助金の有効性・必要性が適切に検証できないおそれがあるため、より具体的な成果指標を設定すべきである。例えば、すでに市で入手している経営相談員の相談・指導回数、その他情報化促進事業の実施件数等を成果指標とすることが考えられる。</p>	<p>成果指標の見直しについて、対象の八尾商工会議所との協議等をふまえ検討を行った結果、中小企業振興対策補助金に係る事業計画書の「相談目標数値」に令和2年度より変更する予定です。</p>	<p>成果指標の見直しについて、中小企業振興対策補助金に係る事業計画書の相談件数に変更しました。</p> <p>(措置済み)</p>
8 9 10	生涯学習スポーツ課	八尾市文化芸術芸能祭助成金について	<p>(1)八尾市文化芸術芸能祭助成金交付要綱第15条第1項では、毎年5月末日までに関係書類を提出することを求めているが、実際に助成の対象となる芸能祭は毎年11月に開催されている。</p> <p>助成された事業については、実施後速やかに報告することが適切であり、11月に開催された事業に対して半年後の5月に報告することは、報告の適時性に欠けるものと考えられる。そのため、例えば事業実施後30日以内に報告を求めるとする等、要綱を修正することが望まれる。</p> <p>(2)八尾市文化芸術芸能祭助成金交付要綱第5条等において、助成対象経費が「八尾市文化芸術芸能祭に係る費用」という内容にとどまっており、具体的な経費の内容が明確に定められていない。</p> <p>交付要綱における助成対象経費の範囲が不明確であると、誤解や拡大解釈等により交付要綱に定める助成対象経費とは異なる経費に対して助成金が交付されるおそれがあるため、助成対象経費の範囲は交付要綱に明確に記載すべきであり、助成対象経費を詳細な勘定科目ごとに明記することや、助成対象としない費用を明確にすること等を検討すべきである。</p> <p>(3)八尾市文化芸術芸能祭助成金交付要綱第5条等において、助成金額は定義されているものの「予算の範囲内」という内容にとどまっており、具体的な積算の根拠までは明確に定められていない。</p> <p>交付要綱における助成金額の積算根拠が不明確であると、助成金の必要性や効果の検証が正確に実施できないおそれがあるため、助成金額の積算根拠や補助率等は交付要綱に明確に記載すべきである。また、結果的に単年度収支において、多額の繰越金が生じた場合には、積算根拠や補助率等、繰越金が生じた要因を検証したうえで、補助金額を見直す等</p>	<p>八尾市文化芸術芸能祭助成金交付要綱第15条第1項について、事業終了後30日以内に報告を求めるとすると要綱改正し、令和2年度より施行予定です。</p> <p>八尾市文化芸術芸能祭助成金交付要綱第5条等において、助成対象経費の範囲を明確にする等要綱改正し、令和2年度より施行予定です。</p> <p>八尾市文化芸術芸能祭助成金交付要綱第5条等において、具体的な積算に基づき、補助率を明確に規定するように改め、令和2年度より施行予定です。</p>	<p>八尾市文化芸術芸能祭助成金交付要綱第15条第1項について、事業終了後30日以内に報告を求めるとすると要綱改正し、令和2年度より施行しました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>八尾市文化芸術芸能祭助成金交付要綱第5条等において、助成対象経費の範囲を明確にする等要綱改正し、令和2年度より施行しました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>八尾市文化芸術芸能祭助成金交付要綱第5条等において、具体的な積算に基づき、補助率を明確に規定するように改め、令和2年度より施行しました。</p> <p>(措置済み)</p>

			の対応をすべきである。		
11	健康推進課	健康づくり事業の推進に関する協定書第2条各号に規定する事業等の遂行のための研究負担金について	健康づくり事業の推進に関する協定書に基づく事業等の経費に関する覚書第2条(7)において、大学から提出された完了報告書(収支決算報告書)の内容を精査し、速やかに研究費の精算を行うとされている。しかし、市は大学から収支決算報告書による報告は受けているものの、使途内容の詳細な精査までは実施できていない状況であった。 今後は、協定に基づく研究の実績総額を確認するとともに、その中で、市が負担している研究費が適正に支出されていることを検証するために、覚書第2条[7]に基づき、収支決算報告書の内容を精査すべきである。	平成30年度収支決算報告書の様式を変更し、研究の実績総額を表記したうえで、本市の研究費が充てられている科目及びその主な使途を確認できるようにしました。 また、本年度より、収支決算報告書の別紙として、本市の研究費に係る収支一覧表の提出を大学に求めており、同表をもとに使途内容の詳細を確認し、適正に支出されているかどうかについて検証してまいります。	平成30年度収支決算報告書の様式を変更し、研究の実績総額を表記したうえで、本市の研究費が充てられている科目及びその主な使途を確認できるようにしました。 また、令和元年度より、収支決算報告書の別紙として、大学から本市の研究費に係る収支一覧表の提出を受け、同表をもとに使途内容の詳細を確認し、適正に支出されているかどうかについて検証を行いました。 (措置済み)
12	環境保全課	環境アニメイティッドやお協議会負担金について	本協議会は、市自身が協議会を構成する団体の一員であることから、市から協議会に対する負担については、補助金ではなく負担金として交付していることである。しかし、市以外の構成団体は負担金を拠出することはなく、協議会の会費を払うのみであり、市のみが会費に加えて負担金も支払っている状況となっている。 本負担金について今後も負担金の性質を持つものとして整理するのであれば、他の構成団体へも一定の負担を求めるべきである。一方、他の構成団体への負担を求めず、市のみが支出するのであれば、補助金と同等であると考え、交付要件を整理する等の検討を実施すべきである。	本協議会に対して、本意見についての経緯及び負担金から補助金へ変更する旨の報告を行うとともに、令和2年度の歳出予算について、補助金として交付できるよう要求しているところです。 以上に伴い、補助金に係る交付要綱や各種様式の作成等を進めてまいります。	令和元年度中に補助金に係る交付要綱や各種様式を作成し、令和2年度から運用を開始しております。 (措置済み)

【令和元年度】高齢者福祉に関する事務の執行について

監査の結果(16件)

地方自治法第252条の37第5項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	—	R2.7.20までの取組等の内容と改善の方針
1	高齢介護課	市に保管されている契約書における「仕様書」の欠落について	「第7期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定等支援業務」につき、事業者との間で締結された契約書においては「別添の仕様書」を引用し業務内容を特定する条項となっているが、作成された仕様書が市に保管されている契約書には「別添」されておらず、契約書上、業務内容が特定できないものとなっていた。 契約書と仕様書を一体として作成、管理、保管するようにされたい。		令和2年度の「第8期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定等支援業務委託契約書」で仕様書の業務内容を引用する条項がありましたが、契約書と仕様書を一体として作成、管理、保管するよう適切な事務処理に改めました。 (措置済み)

2	高齢介護課	延期通知の適切な実施について	<p>介護保険の認定の申請につき、定められた処分までの期間(30日)を超える場合、法律上は、延期通知をすることが求められているが、市では、「申請日から30日の時点で今後、認定審査会にかけの見込みがあるもの(具体的には主治医意見書・認定調査がそろっている場合)」について、延期通知が省略されている。しかし、このように解する法的根拠は見当たらない。</p> <p>本来延期通知をなすべきものについて、通知が行えていないものがあり、運用を改めるべきである。</p>		<p>申請から30日の時点で認定審査会の開催日が決定しているものについても、延期通知を行う運用に改めました。</p> <p>(措置済み)</p>
3	高齢介護課 地域支援室	随意契約の公表について	<p>介護予防・生活支援サービス事業として、短期集中の通所型サービス「八尾市短期集中トレーニング教室」「八尾市短期集中トレーニングPLUS教室」は、プロポーザル方式により選定した事業者に対し、随意契約により、委託契約を締結する方法でなされている。市の「随意契約の公表指針」によれば、委託契約は、契約金額が50万円以上の随意契約であればホームページで公表すべきとされているところ、この件は公表がなされていなかった。</p> <p>今後は、公表につき漏れ等が生じないようにすべきである。</p>		<p>50万円以上の随意契約について、令和2年2月に本市ホームページにて公表しました。今後、プロポーザルにより選定した事業者についても、公表の漏れがないよう徹底してまいります。</p> <p>(措置済み)</p>
4	高齢介護課 地域支援室	委託業務の終了後に実績報告書が提出されていないことについて	<p>ロコモ予防体操教室業務委託契約においては、契約書上、委託業務の終了後に実績に関する報告書を提出するとされているが、職員が現地確認していることをもって報告書の代替とした運用を行っており、報告書は提出されていなかった。</p> <p>本来、契約書どおり実績に関する報告書を提出させるべきである。仮に、職員が現地確認していることを報告書の代替とするのであれば、契約上そのことを明記し、職員が確認した結果を記録として残す方法で代替すべきである。</p>		<p>当該委託契約の令和元年度の運用について、契約書どおり報告書の提出を受けることとし、年度内の各クールの業務完了後に提出させる運用を徹底いたしました。</p> <p>(措置済み)</p>
5	高齢介護課 地域支援室	包括的な委託を開始した際の個人情報取扱事務開始・変更届の提出義務について	<p>シルバーリーダー養成事業について、令和元年度以降、八尾市社会福祉協議会に包括的に委託して実施している。八尾市個人情報保護条例及び同施行規則においては、個人情報を取り扱う事務の開始時、個人情報取扱事務開始・変更届を提出することとされている。そして、委託の有無等の記載事項の変更をする場合も同様とされている。</p> <p>しかし、令和元年度に事業自体を委託したにもかかわらず、変更届が提出されていなかった。</p>		<p>令和2年3月開催の個人情報保護審議会に、個人情報取扱事務変更届を提出いたしました。</p> <p>(措置済み)</p>
6	高齢介護課 高齢介護課 地域支援室	個人情報の管理責任者等の報告書の提出義務について	<p>地域づくりによる介護予防推進事業については、府理学療法士会との業務委託契約を締結しており、個人情報の取扱に関する確認書が交わされているが、個人情報の管理責任者及び主たる担当者を定</p>		<p>令和2年度の各業務委託契約において、個人情報の管理責任者及び主たる担当者を定めた報告書を提出させるよう運用を改めました。</p> <p>(措置済み)</p>

			<p>めた報告書が出されていなかった。八尾市個人情報保護条例第11条は、実施機関(市長等)が個人情報取扱事務を委託する場合、個人情報の管理のための適正な措置を講ずべきこととされている。上記確認書に基づき、報告書を提出させるべきである。</p> <p>※以下の契約についても、同じ問題点があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民介護予防推進員業務委託契約 ・生活支援コーディネーター業務委託契約 ・八尾市緊急通報システム運営事業委託契約 		
7	高齢介護課 地域支援室	個人情報の取扱の管理責任者の報告方法について	<p>認知症初期集中支援推進事業の業務委託契約に関して、個人情報の取扱に関する確認書上、個人情報の保管使用について管理責任者及び担当者を定めた報告書を提出し、八尾市の承認を受けることとされている。しかし実際には、委託業務を担当する認知症初期集中支援チームの構成員の氏名等を受託事業者が市に書面で届け出て、これを市が承認することによりこの手続が行われているだけである。</p> <p>担当者だけでなく、誰が個人情報の管理責任者となるのかについても、届出させるべきである。</p>		<p>令和2年度認知症初期集中支援推進事業の業務委託契約を行う際、個人情報の管理責任者の届出を求め、これを受理いたしました。</p> <p>(措置済み)</p>
8	高齢介護課 地域支援室	個人情報取扱事務開始届について	<p>成年後見制度支援事務に関しては、個人情報取扱事務開始届が提出されていなかった。</p> <p>この事務は、認知症高齢者及び関係者の、特に保護の必要性の高い個人情報を扱うものであり、開始届を提出する必要がある。</p>		<p>令和2年3月開催の個人情報保護審議会に、個人情報取扱事務開始届を提出いたしました。</p> <p>(措置済み)</p>
9	高齢介護課 地域支援室	資格証明書の写しに付されている「原本と相違ない」旨の原本証明の証明日の日付の記載について	<p>市では、地域包括支援センターの有資格者人員要件の確認のため、各センター運営者から職員の資格証明書の写しを取った上で、原本証明文言を付させて提出させている。</p> <p>しかし、一部で原本証明の日付部分の記載が存在せず、あるいはその日付の欄は設けられているものの空欄となっているものが散見された。</p>		<p>令和2年度の八尾市域包括支援センター業務委託契約を行う際、職員の資格証明書の写しに原本証明日の日付を記載したものの提出をさせるよう運用を改めました。</p> <p>(措置済み)</p>
10	高齢介護課 地域支援室	個人情報の管理のための措置について	<p>独居寝たきり高齢者実態調査事業は、市が民生委員児童委員協議会に対して、独居・寝たきり高齢者の存否、住所氏名等の調査及びその結果を報告するという業務を委託している。</p> <p>この業務の委託は、個人情報取扱事務の委託にあたり、個人情報の流出防止のための措置や、違反した場合の措置等について、契約書又は別の確認書に明記する等の措置を講じるべきである。</p>		<p>令和2年度の業務委託契約において、個人情報の流出防止のための措置や、違反した場合の措置等について明記した個人情報の取り扱いに関する確認書を取り交わしました。</p> <p>(措置済み)</p>
11	高齢介護課 地域支援室	条例上、必要な委員長との互選の手続について	<p>老人ホーム入所判定委員会は、市の附属機関であり、任期の2年ごとに委員長を選ぶ必要がある。しかし、新しい任期の委員会の開催日に、互選により委員長を定めたといった議事録上の記載が見当たらず、委員長として選任されたことに関する根拠となる</p>		<p>委員委嘱時において、各委員に委員長の選任について意見を聴取し、文書にて同意を得るよういたしました。</p> <p>(措置済み)</p>

			<p>ものは見当たらなかった。</p> <p>委員の互選は必須であり、①委員会を開催する日に行うか、②それ以前に持ち回り決議の形で行うか、いずれかの方法で行うようにされたい。</p>		
12	高齢介護課 地域支援室	老人ホーム入所判定審査票兼措置記録台帳の日付欄について	<p>「老人ホーム入所判定審査票兼措置記録台帳」の確認印欄には「老人ホーム入所判定委員の確認印（____年____月____日）」というように日付記入欄がある。</p> <p>しかし、平成30年度に行われた措置4件のうち2件について、日付が空欄となっていた。措置を行う手続過程の中で、委員（委員長）が判定行為に「いつ」関与したのかを記録する重要な欄であり、必ず記載するように徹底されたい。</p>		<p>記録台帳の必要事項について、日付欄への記入漏れがないよう、事務処理を徹底いたしました。</p> <p>（措置済み）</p>
13	高齢介護課 地域支援室	入所措置の決定に関する決裁文書の日付について	<p>高齢者に対する「措置」に関する4件の文書を確認した結果、決裁文書（伺書「養護老人ホーム入所措置の決定について」）では、全て起案日・決裁日・施行日・完結日について、同一の日付が記載されていた。しかし、実際に作成された決裁文書の一式を監査したところ、4件それぞれ「起案日・決裁日・施行日・完結日」と記載されている日付どおりに文書は作成されていなかった。極めて短期間に虐待等から保護する要請があることは理解するが、文書事務の適正を確保されるよう、検討されたい。</p> <p>また、「措置」を行ったあと、高齢者本人に書面を交付するまで、2週間以上の遅延が生じており、速やかに、本人に書面が交付されるべきである。</p>		<p>措置入所が実施される可能性が高い状況において、住民票等の必要書類を取得して、措置入所を決定する日において起案、決裁をいたします。また、起案時において、徴収金額決定通知書（案）を添付していましたが、金額の確定までに日数を要することから、入所決定後に別途、起案にて徴収金額を決定することとし、措置入所決定通知については、決裁後に速やかに本人に交付することといたしました。</p> <p>（措置済み）</p>
14	高齢介護課 地域支援室	「徴収金額決定通知書」の実際の文書と、規則で定められた様式との差異について	<p>市では、老人福祉法の規定に基づく措置費徴収規則を定め、措置により入所する本人から徴収金を徴収している。同規則では「徴収金額決定（変更）通知書」の様式が定められているが、実際に用いられていた書面を確認すると、規則で定められた様式との不一致が確認された。</p> <p>今後は、規則で定める様式に沿うように改められたい。</p>		<p>徴収金額決定通知書については、規則で定められた様式にて作成することといたしました。</p> <p>（措置済み）</p>
15	福祉指導監査課	指定取消等の処分を行うに際して作成される聴聞結果報告書について	<p>指定取消等の処分にあたり、聴聞主宰者は、開催結果の報告を文書で行うこととなっている。これについては、規則上押印が必要とされているが、押印は省略されていた。</p> <p>押印は、聴聞主催者が自らの名と責任で、聴聞を実施したことを示すものであり、省略しえない。</p>		<p>聴聞報告書については、今年度の処分案件において、聴聞報告書に聴聞主催者の押印欄を設け、必ず押印をいただく運用に改めました。</p> <p>（措置済み）</p>
16	福祉指導監査課	監査の過程で作成されている文書のうち、公印省略の形式で作成	<p>対事業者に発出する文書のうち、少なくとも紛争性のある関係の文書は、公印省略を行うべきではない。公印省略の可否を全体的に点検されたい。</p>		<p>事業者あての返還額の確定通知については、今年度実施した処分案件より、公印を押印することとしました。</p> <p>（措置済み）</p>

		されているものについて		
--	--	-------------	--	--

【令和元年度】高齢者福祉に関する事務の執行について

意見(29件)

地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R2.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20までの取組等の内容と改善の方針
1	高齢介護課	介護保険事業計画推進事業にかかわる委託契約につき随意契約をする場合の契約金額縮減の工夫について	プロポーザル手続によって選定されたA社が平成28年度から3年間の契約相手となっているところ、平成29年・30年度業務は、契約相手と決定したA社から見積りを徴求する形で、契約金額が定まっていた。しかし、工夫をすることにより、平成29年・30年度業務の契約金額に関しても競争性を確保できていた可能性がある。 今後、随意契約による場合であっても、契約金額縮減に向けた工夫をなすべきである。		令和2年度の契約では、改めて仕様書の内容を精査したうえ、契約金額について協議し、契約金額の縮減を図りました。 (措置済み)
2	高齢介護課	認定調査に従事する者(市の非常勤職員)の教育訓練の機会確保について	市では、介護保険の認定調査事務につき、常勤職員1名・非常勤職員7名が従事しているところ、非常勤職員には研修を受講させていない。 しかし、適正な認定のためには、認定調査に従事する者のスキルアップは重要であり、非常勤職員についても教育訓練の機会を確保すべきである。		非常勤職員7名に対し、常勤職員が受講した厚労省主催の能力向上研修の伝達研修を令和2年3月に実施しました。また、令和3年3月頃に市主催で開催を予定している調査員応用研修(年1回開催)に参加するようにしています。 (措置済み)
3	高齢介護課	認定調査に従事する者(委託事業者の認定調査員)の教育訓練の機会確保について	市では、介護保険の認定調査を事業者に委託しているところ、委託事業者の認定調査員の市主催の研修会への参加率は高くない状況にある。 e-learningによる研修の受講を求めると、教育訓練の機会を確保すべきである。		調査員全員に対し、e-learningのID・PWを配布することで、教育訓練の機会を確保し、積極的な受講を促しました。 (措置済み)
4	高齢介護課	郵送により行う介護保険料の口座振替の手続の案内について	介護保険料について、現在は金融機関ないし市役所の窓口で書面及び届出印を持参する形の口座振替の手続のみが案内されており、郵送による手続は積極的には案内されていない。 今後は、郵送による手続も可能である旨の案内等を検討すべきである。		令和2年度より、納入通知書の発送に同封の案内文に郵送による手続が可能である旨を掲載し、第1号被保険者に周知を行いました。 (措置済み)
5	高齢介護課	介護給付費適正化に向けた一層の啓発活動について	介護給付費適正化に向けて、市の広報紙やホームページの利用など、様々な機会を捉えて、被保険者本人のみならずその家族が、介護給付費を確認する意義及び必要性について意識を持つよう一層の啓発活動に取り組むべきである。		適切な介護サービスの利用を促すため、サービス利用者に直接、給付通知を送付することとしました。引き続き、広報誌やホームページ、メールマガジン等を作成し、被保険者本人や家族への啓発に取組みます。 (措置済み)

6	高齢介護課 地域支援室	介護予防教室の 委託料の算出根 拠が不明である ことについて	介護予防教室の実施は、15の地域包括支援センターに委託して実施されている。現在、委託料は10年以上前に算出した金額がそのまま使用されており、算出根拠は不明となっている。 委託料の単価について、再度積算等を行うべきである。また、算出根拠を計算した資料については、長期間保存するべきである。		介護予防教室の委託料については、毎年度、契約時に改めて算出し、その算出根拠を明らかにする書類を契約時の起案と共に保管することとしました。 (措置済み)
7	高齢介護課 地域支援室	認知症初期集中 支援推進事業の 業務委託の委託 料の算定根拠に ついて	認知症初期集中支援推進事業の委託料については、積算のための資料は作成されているものの、単なる内部的な説明資料と位置づけ、契約時の決裁資料等として保管する取り扱いとなっていない。このような取扱いは、将来、委託料の見直し時に、根拠資料が存在せず、その積算根拠が不明確となるおそれがあり、適切でない。 今後、契約の決裁資料等の公文書として取り扱うことが妥当である。		認知症初期集中支援推進事業の委託料について、積算根拠となる資料を公文書として、契約時の起案と共に保管することとしました。 (措置済み)
8	高齢介護課 地域支援室	家族介護教室の 地域包括支援セ ンターへの委託 料の算出根拠に ついて	家族介護教室の実施について、地域包括支援センターへの委託料は10年以上前に算出した金額が現在に至るまで、消費税相当額の改定を除いて、そのまま使用されており、その算出根拠は不明となっている。 単価について再度積算を行い、その結果については、毎年の契約の起案時の資料等として長期間保存する措置をとるべきである。		家族介護教室の委託料については、毎年度、契約時に改めて算出し、その算出根拠を明らかにする書類を契約時の起案と共に保管することとしました。 (措置済み)
9	高齢介護課 地域支援室	個人情報の利用 に関する本人同 意について	徘徊高齢者家族支援事業においては、徘徊者のデリケートな個人情報を、利用申請時や徘徊発生時等に取得することとなる。そして、家族支援サービス(写真の登録)や探知システム(GPS)利用については、本人でなく、家族が利用を申請する場合もあるが、申請書上は個人情報の利用についての申請者の同意欄のみがある。本人の意思確認については、地域包括支援センターの職員や、家族が写真撮影等の際に行っているとのことであり、取得及び利用について同意の有無等が記録化されていない。 本人から個人情報の取得に関する同意を得て、その旨を記録するようすべきである。仮に、認知機能の低下により、本人同意を得ることが困難な場合は、必要に応じ、個人情報保護条例上必要な手続きを行うべきである。		個人情報の利用について本人同意を取ることが原則ですが、認知機能の低下により、本人同意を得ることが困難となる場合もあるため、本人以外のものから個人情報の取得が可能となるよう令和2年3月開催の個人情報保護審議会に諮問のうえ、承認を得たところです。 (措置済み)
10	高齢介護課 地域支援室	過去の随意契約 の経緯について	徘徊高齢者探知システム運用業務委託契約に関しては、平成20年に選定された事業者との間で随意契約が繰り返されている。しかし、平成20年に選定した際の記録は残っておらず、その際の選定理由等も不明となっている。		長期間契約が見込まれるものについては、起案など契約に至る経過や選定理由が分かる文書を長期間保存するよう運用を改めました。 (措置済み)

			今後、長期間随意契約により特定の事業者と契約することが見込まれる場合には、選定理由が分かる資料を長期間保存する扱いとすべきである。		
11	高齢介護課	委託料の積算根拠について	高齢者住宅等安心確保事業の委託料については、平成13年度から平成22年度まで受託していた前の事業者の委託料が350万円であったところ、平成23年度に現在の事業者へ委託した後も同額で、消費税相当額分の増額を行ったのみであるとのことであった。そして、当該委託料の算出根拠については、その根拠資料がなく、専ら総額のみを記載した、受託者作成の見積書のみが存在した。 委託料については、受託事業者からの見積書に明細を記載させる等の方法により、その根拠を明らかにすべきである。		令和2年度の業務委託契約において、委託料の見積書に明細を記載し、委託料の根拠を明確にするよう対応いたしました。 (措置済み)
12	高齢介護課 地域支援室	地域介護予防教室の名簿の提出方法について	地域包括支援センターで実施される介護予防教室については、一部の地域包括支援センターでは直筆の署名がなされたものを提出せずに、各センターがPCで作成した名簿が八尾市に提出されている。 実施名簿は、報酬の支払を行う根拠となるものであるから、利用者の直筆の名簿の提出(履行事実を確認することができる資料の提出)を求めるとし、運用等を統一すべきである。		介護予防教室の報酬支払いにあたっては、利用者直筆の名簿の提出を求める運用方法に統一しました。 (措置済み)
13	高齢介護課 地域支援室	地域包括支援センターが保有する個人情報の持出管理(特に「管理簿」の作成)について	地域包括支援センターにおいて取り扱う情報は、デリケートな個人情報を含んでいることから、統一的な業務水準を示すべきであり、個人情報の持出について管理簿への記載等(方法は複数考えられる)による管理を徹底させることが望ましい。		個人情報の持ち出し管理簿の必要性については、地域包括支援センター管理者会議においてデータ管理か紙媒体(ファイル等)とするか、各センターの実情によって選択できるように市の見解を示すとともに、管理簿へ記載するよう徹底を図りました。 (措置済み)
14	高齢介護課 地域支援室	地域包括支援センターを受託する事業者への個人情報に対する意識の全般的な底上げについて	地域包括支援センターにおいて、個人情報が流出した場合の対応(いわゆる危機管理)について、マニュアルが整備されていないセンターや、センター内部での職員への周知がなされていないといった問題が見受けられた。 この点が不十分な地域包括支援センターには、運用を改めるよう指導をすべきと考えられる。		全てのセンターにおいて、危機管理マニュアルでの整備を行い、また、内部での周知が不足しているセンターへは運用を徹底するよう周知を行いました。 (措置済み)
15	高齢介護課 地域支援室	地域包括支援センターが作成する「自己評価アンケート」の在り方について	地域包括支援センターが作成する自己評価に関するアンケートシートについて、市において検証の上、改訂を行うことが考えられるべきである。 記載者あるいは集計者にとって、負担感が少なく、効率の良いアンケートの方法が考えられてよいと思われる。		地域包括支援センター自己評価票については、令和元年度評価分より、記載する者にとって負担感が少なくなるよう記載方法を簡素化したものに改め、その運用を開始しました。 (措置済み)

16	高齢介護課 地域支援室	八尾市における地域包括支援センターの周知度について	直近の実態調査で、地域包括支援センターを「知らない」とする高齢者の割合が42.2%であった。現状で約半数の方は、専門知識に基づく助言を受け得る、公的な窓口の存在を知らず、(少なくとも自身単独では)この利用をできないような状況といえる。 市民が、軽い症状のうちに、早期に介護予防の相談・活動等にアクセスし得る体制が望ましく、より一層の周知度の向上が望まれる。		市の広報紙に、介護予防の記事と併せて地域包括支援センターの連絡先一覧を掲載するなど、高齢者に対する周知に取り組みました。その結果、令和2年3月に実施した高齢者実態調査では、地域包括支援センターを「知らない」とする高齢者の割合が31.4%となり、前回の調査時から10ポイント以上改善し、7割以上の方に周知が届いたという結果が得られました。 (措置済み)
17	高齢介護課	今後の白寿高齢者祝寿事業の在り方について	99歳を迎える市内在住高齢者を対象に、白寿高齢者への祝寿事業を行っているが、国の事業として100歳のお祝いが実施されており、市の職員が個別訪問してお祝いの品を贈っている。そのため2年連続で同様の長寿のお祝いが行われていることになる。 2年連続の事業実施は、必要とはいえないと思料されるところ、行うのであれば国のお祝い事業とは間隔をあげた時期に実施すべきである。当該事業の廃止も視野に入れた検討が必要である。		本事業につきましては、国と市で同種の事業が存在しており、市の事業の在り方について検討した結果、令和2年度より事業廃止することいたしました。 (措置済み)
18	高齢介護課	委託料の前金払いについて	老人健康マッサージ事業の実施については「八尾視覚障がい者福祉協会」に委託されている。委託料のうち、事務費は年度当初に支払うものとされており、委託事務の「履行前」に支払がされるため前金払いにあたる。 前払金はあくまで例外的に認められるものであり、現時点においても、この前払いをしなければならない状況にあるのか否か、検討が必要である。		事務費の前払いの必要性につきまして、委託先と協議を行った結果、令和2年度の業務委託契約より、前金払いではなく半期終了ごとに半期分の事務費を支払うよう変更し対応いたしました。 (措置済み)
19	高齢介護課	助成対象の各クラブが解散した際の対応について	高齢クラブに対する助成金交付は、当該年度1年間、各単位老人クラブが存続していることを前提に概算払いの方式により、助成金交付が行われている。 年度途中で老人クラブが解散等に至った場合、市はそれを把握し、精算を行う必要があり、「解散」の場合、速やかに届け出るよう義務付けるべきである。交付要綱を改正するか、助成金の交付条件に明記する等の改正等の方法で対応を行うべきである。		退会日が明確になるよう退会届様式を作成し、各単位クラブに速やかに届け出るよう周知徹底を行いました。 (措置済み)
20	高齢介護課	助成対象の各クラブの実績報告書に対する「検査」について	高齢クラブに対する助成金の交付の前提となる、実績報告書と実際の領収書等を点検する等の作業が、現在は行われていない。毎年度、一定数の単位老人クラブに対し行うべきである。 具体的には、助成金の点検作業に関する内部的な方針を定め、実績報告書の点検を行う方法を検討すべきである。		毎年度、一定数の単位クラブに関係帳簿及び領収書類等の証拠書類の提出を求め、実績報告書の記載内容の確認を行うこととし、今年度は18クラブの確認作業を実施いたしました。 (措置済み)
21	高齢介護課	各社会福祉法人が定める料金規定の内容について	中核市移行に伴い、軽費老人ホームにつき利用者が支払うこととなる利用料の額等の基準の決定権限は、大阪府知事から八尾市長に移行した。しかし、		各法人に大阪府知事に権限があるようになっている文書(利用料規定等)を八尾市長に修正してもらうよう指示し、令和2年度交付申請時に各

		て	<p>軽費老人ホームを設置する各社会福祉法人は、そのことに対応した改正ができておらず、府に権限があるかのようなままとされており、市としてもこの点の是正を求めないままとっていた。</p> <p>社会福祉法人の利用料金の規定やその他の規定について、適正・正確に作成されているか、内容を確認されたい。</p>		<p>法人の利用料金の規定が修正されていることを確認いたしました。</p> <p>(措置済み)</p>
22	高齢介護課 地域支援室	入所判定委員会を通さずに措置が行われた場合の扱いについて	<p>入所判定委員会において、委員長の専決による判断がなされた場合、委員長以外の他の委員に対し、そのことをどのように情報提供(報告)を行うのかに関しては、規則上も明確な定めがなく、委員会内部においても特段の取り決めがない。</p> <p>委員長(議長)が専決を実施した場合について、適切な時期に他の委員へ案件の報告がなされることが望ましく、ルールを定めるべきである。</p>		<p>措置入所について、委員長による専決が実施された際には、同様の審査表を用いて委員長以外の各委員に持ち回りにて報告および押印をいただき、審査表については、別途、措置決定起案と一緒に保管する運用に改めました。</p> <p>(措置済み)</p>
23	高齢介護課 地域支援室	入所措置を本人に通知する文書について	<p>入所措置を行う場合に作成される文書(本人宛に通知する文書)には、老人福祉法11条1項と記載があるのみで「号」の記載がない。さらに、処分の理由は「老人ホーム入居基準に該当するため」と記載するのみであり、それ以上の記載はない。</p> <p>また、老人福祉法11条1項のいずれの「号」に基づくのか、いかなる事実関係から法令の定める「措置」の要件を満たすと判断されたのかについての、事実関係も記載されておく必要がある。</p>		<p>老人福祉法第11条第1項中の該当する号を決定通知書に記載することといたしました。また、措置要件を満たすこととなった要因とその根拠についても、決定通知書に記載することといたしました。</p> <p>(措置済み)</p>
24	高齢介護課 地域支援室	老人ホーム入所判定審査票兼措置記録台帳のうち、総合判定及びそれに至る各種観点からの判定欄について	<p>「老人ホーム入所判定審査票兼措置記録台帳」では、措置の前提として、作成担当者の所見を記載する欄が存在する。そこでは「医学による判定」「日常生活動作による判定」「精神状況による判定」「経済的状況による判定」「家庭及び住居の状況による判定」という5つの観点を記載するようになっている。</p> <p>この欄が空欄となっていたが、必ず記載するように徹底されたい。</p>		<p>老人ホーム入所判定審査票兼措置記録台帳中の入所判定にかかる5つの観点について必ず記載するよう徹底しました。</p> <p>(措置済み)</p>
25	高齢介護課 地域支援室	措置申出書における自署について	<p>老人福祉法の措置に基づき、入所する者が作成することとなっている「措置申出書」に、本人の自署ないし押印のいずれもが存在しない事例が、複数見受けられた。</p> <p>措置申出書は、本人の申出があることを端緒に措置を行うことになるという意味で、手続き上極めて重要な部分であり、措置の対象となる高齢者から署名か押印かのいずれかがなされるよう徹底されたい。仮に当該高齢者が自筆もできない場合などの事情があったのであれば、その旨を記録すべきである。</p>		<p>措置申出書については、本人による自署を原則とし、自署ができない場合等は、押印をいただくことでの対応といたしました。また、自署ができなく、印鑑もない場合については、当該事由を記録することで対応することといたしました。</p> <p>(措置済み)</p>

26	福祉指導監査課	監査が開始した後に当該事業者と連絡がつかなくなるケースへの対応について	<p>介護保険の指定事業者への指定取消処分がなされた事案につき、実地指導から、行政処分までに1年6か月以上を要していた。監査対象事業者が呼び出しに応じない場合にあっても、迅速な処分を行うべきであった。</p> <p>今後、同種事案が生じた際に、監査対象事業者の代表者ないし従業員等が呼び出しに応じない場合について、どのような対応を行うべきか検討し、庁内で方針を共有するなどして、改善されたい。</p>		<p>同種事案が生じた際の対策として、事業所の調査の際に連絡がつかない場合等の対応方法にかかる事務処理要領を定め、今後、監査にて不測の事態が生じた場合は、上記要領や市の顧問弁護士の活用などを進め、監査業務が滞らないように取り組んでまいります。</p> <p>(措置済み)</p>
27	福祉指導監査課	指定取消等の処分を行うに際し、「聴聞」を行う場合における聴聞主宰者の選定手続について	<p>指定取消等の処分にあたっては、聴聞の主宰者を選定する必要があるが、その庁内の意思決定過程にあたっては、当該職員が行政手続法上の除斥事由に該当していないかについて、書面等により確認した上で選定を行うべきである。</p>		<p>今年度実施した処分案件において、聴聞の主宰者の選定の際に、行政手続法上の除斥事由に該当していないかを確認し、その旨を記録するようにしました。</p> <p>(措置済み)</p>
28	契約検査課	2号随意契約が可能な場合の考え方及び庁内の周知徹底について	<p>地方自治法上の2号随意契約が可能な場合は、抑制的に(厳格に)捉えるべきである。</p> <p>研修の際に配布する手引・注意喚起文書などにより、適切な随意契約理由の例を示すなどして、一層の注意喚起をするべきである。</p>		<p>2号随意契約が可能な場合についても、適用範囲を拡大解釈することなく、説明責任を果たすべく厳格に適用されるよう庁内に対して通知を行いました。</p> <p>また、より厳格な適用に向けて研修資料の見直しを行い、2号随意契約に係る注意点及び契約理由についての説明をより充実させた詳細な資料内容へ変更するとともに、その内容について庁内周知を図りました。</p> <p>(措置済み)</p>
29	総務課	保存が必要な契約文書についての的確な文書事務について	<p>長期間保存すべきである契約文書であっても、当初の保存期間が経過した際に、主管課長が「特に保存する必要があると認める」という判断をしなければ、保存期間(契約の場合最長でも10年)の経過により自動的に廃棄されている。</p> <p>文書の内容によって保存が必要と判断される文書は、運用・解釈上の工夫のうえ、確実に保存するべきであり、その方法について検討すべきである。</p>		<p>年度当初に、文書で現在係争中又は時効中断等の事由により廃棄してはならない文書については、廃棄対象の保存箱から抜き取るとともに、各所属で保存する運用について、改めて庁内周知を図りました。</p> <p>(措置済み)</p>

2. 改善措置等に向け取り組み中の事項

【平成19年度】人件費にかかる財務事務について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 職員数

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R2.1.20までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20までの取組等の内容と改善の方針
1	人事課 行政改革課	(1)定数管理	<p>定員数は減少している一方、条例上の職員定数は2,587人に対し定員外職員(762名)を含めると、3,184人となる。</p> <p>定数外職員は、再任用短時間勤務職員、嘱託員、非常勤嘱託職員、臨時的任用職員と、臨機に対応することができる雇用形態となっている。また、正規の職員に比べ給与水準は低く、人件費を抑えるメリットがある。</p> <p>しかし、定数外職員を雇用することにより職員数が増加すれば、人件費総額は増加し、条例上で定数を定めている趣旨を損ないかねない。</p> <p>定員適正化計画では、定数内職員数の数値目標しか設定されていないが、定数外も含めた職員数管理目標を定めるとともに、定数内及び定数外職員全体の人件費総額の目標を定め、進捗管理を行うよう改めるべきである。</p>	<p>定数外職員を任用する理由として、一時的な業務繁忙、育児休業や病気休職等による職員代替という不確定要素が多いものが多く、定数外職員も含めた職員数の数値目標を定めることが難しい状況ではありますが、持続可能な行財政運営を進めるため、定数外職員を含めたトータルコストを意識しながら、人件費総額抑制についての取り組みの検討を進めております。</p> <p>また、会計年度任用職員制度の導入に向け、準備を進めているところであり、定数外職員の現況把握を行うとともに、適正な配置についても検討してまいります。</p>	<p>定数外職員を任用する理由として、一時的な業務繁忙、育児休業や病気休職等による職員代替という不確定要素が多いものが多く、定数外職員も含めた職員数の数値目標を定めることが難しい状況ではありますが、職員の適正な配置を実施し、持続可能な行財政運営を進めるため、定数外職員を含めたトータルコストを意識しながら、人件費総額抑制についての取り組みの検討を進めております。</p>
2	人事課 行政改革課	(2)職員配置	<p>(市長部局)</p> <p>現在、国の方針として4.6%以上の純減目標が掲げており、八尾市もそれにならって職員配置を行っている。</p> <p>過去における職員配置の方法は、新規事業のために人員増の必要があった場合、それ以外の部に対する一律人員減で対応し人員を増やさない調整が行われている。また、一時的な業務量の増加についてはアルバイトの採用、給与計算等の定型業務はアウトソーシングするなど、条例で定められた定数を超えないように対応している。</p> <p>しかし、本来は現状の人員を前提に職員配置するのではなく、各部局における業務内容や業務量等を精査した上で必要な職員配置を検討すべきである。一方で、各部局一律人員削減という手法ではなく、国の方針を踏まえつつ、業務内容や業務量等に応じた適切な人員配置を行なう必要がある。</p> <p>また、それを可能とするための取り組みの一環として、八尾市で行うべき業務を八尾市の正職員が直接行うことが相応しい業務とそれ以外の業務に大別し、後者については業務内容によってアルバイトの雇用</p>	<p>令和元年度についても適切な人員配置を行うために、引き続き所属ヒアリング等を通じて、各部局の業務繁忙の理由や状況を熟考し、定数外職員の任用、任期付職員の採用、アウトソーシング等について検討してまいります。</p> <p>また、持続可能な行財政運営を進めるため、事業の実施主体と手法の見直しや、組織の適正管理にかかる取り組みを進める中で、業務量の適正化や多様な人材の活用、公民協働の推進等を検討し、適切な職員配置のあり方を検討してまいります。</p>	<p>令和2年度についても適切な人員配置を行うために、引き続き所属ヒアリング等を通じて、各部局の業務繁忙の理由や状況を熟考し、定数外職員の任用、任期付職員の採用、アウトソーシング等について検討してまいります。</p> <p>また、持続可能な行財政運営を進めるため、事業の実施主体と手法の見直しや、組織の適正管理にかかる取り組みを進める中で、業務量の適正化や多様な人材の活用、公民協働の推進等を検討し、適切な職員配置のあり方を検討してまいります。</p>

		<p>や業者へ外部委託する等の方法の一層の促進などを検討すべきである。</p> <p>事務効率化の観点から「担当制」を導入しているが、現状、大半の課において担当制が導入されていることから、各所属長はメリットが活かされるよう、リーダーシップの発揮が望まれる。</p> <p>さらに、各課長(所属長)には部単位あるいは課単位における事業進捗と正職員及びアルバイトのそれぞれにかかる人件費や委託料等、事業実施のための人件費と代替コストのトータル管理が必要である。</p> <p>一方、制度改革が頻繁に行なわれる部署においては業務量の増加が見込まれるため人員の増加をせざるを得ないが、業務内容によっては費用対効果の観点から当初から職員増で対応するのではなく、臨時職員や外部業者への委託等の検討を行なうことは職員配置を適切にするために必要と考える。</p>		
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

2. 給料、昇給及び人事評価

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	職員課	(1)給料	<p>③技能労務職給料表</p> <p>八尾市の技能労務職給料表は、行政職給料表(1)に準じているため、国家公務員の場合と比べ、技能労務職の給料が高く算定される。多くの地方公共団体において、国家公務員の行政職俸給表(2)が適用される職員の職務内容と各地方公共団体における技能労務職では職務内容が異なる等の理由により、独自の給料表を作成しており、八尾市においても同様である。</p> <p>八尾市の給与水準は国に比べ高い傾向にあり、技能労務職給料表の金額の引き下げ等適正な給与水準について、検討する必要がある。</p>	<p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。</p> <p>なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。</p> <p>また、平成18年の給与構造改革による給料月額引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き下げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止いたしました。</p> <p>今後においても、国家公務員や府内各市の状況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。</p>	<p>国家公務員の行政職俸給表(2)の適用者は、守衛、警備、用務員、自動車運転手、大工、電話交換手、理容師、調理師などであり、本市の技能労務職にある清掃作業や道路河川の維持補修のような業務はありません。また、職名が同じであっても業務が全く同じであるとは言えない職があり、単純に給料を比較することはできないと考えております。</p> <p>なお、初任給基準につきましては、平成21年度から8号給引下げを実施し、平成24年度からさらに4号給引下げを実施いたしました。在職する職員につきましても、平成24年、平成25年の昇給時においてそれぞれ2号給の抑制措置を実施いたしました。</p> <p>また、平成18年の給与構造改革による給料月額引下げに伴う経過措置としての現給保障額につきましては、平成25年4月1日より段階的に引き下げていくこととし、平成28年4月1日に完全廃止いたしました。</p> <p>今後においても、国家公務員や府内各市の状況も踏まえ、技能労務職の適正な給与水準について引き続き検討してまいります。</p>

3. 手当

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
4	人事課	(1) 期末手当 ・ 勤労手当	ア) 勤労手当の支給額の算定方法 勤労手当は、勤務成績に応じて支給するが、勤労手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とし、勤労手当基礎額に72.5/100を乗じて得た額の総額を超えてはならないとされている(再任用職員については別途規定)。実際は、懲戒処分等の処分がされない限り、上限額まで一律に支給がなされ、勤務成績に応じて支給するという勤労手当の趣旨を反映したもとはなっていない。人事評価制度を管理職から順次導入しているが、給料、勤労手当への反映はさせていない。評価結果を勤労手当の支給率に連動させ、職員のモチベーションの向上に努めるべきである。	人事評価については、平成21年度から管理職だけではなく、監督職・一般職へ拡大し、平成22年度から係長職に実績評価を加え、平成28年度から部長級にも拡大し、職員の人材育成を目的に継続実施しています。勤労手当への反映については、職員の不公平感の解消とモチベーション高揚という観点から、現在の評価制度を見直し、人事給与制度全般への活用について、検討を進めております。	人事評価については、平成21年度から管理職だけではなく、監督職・一般職へ拡大し、平成22年度から係長職に実績評価を加え、平成28年度から部長級にも拡大し、職員の人材育成を目的に継続実施しています。勤労手当への反映については、職員の不公平感の解消とモチベーション高揚という観点から、現在の評価制度を見直し、人事給与制度全般への活用について、検討を進めております。

【平成 23 年度】教育行政における取組み等について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取組み等について

2. 学校規模の適正化について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針												
1	教育政策課	小規模校の適正化について	小規模校が存在する中で、地理的条件等を考慮して監査人が再編可能であると考えられる学校園は次のとおりであり、規模の経済を享受しうる方策として検討すべきである。また、中学校が主体となって地域活動を実施するなどの地域性や、建替よりも建設費用が抑えられるなど効率性の観点から小中一貫校とすることが考えられる。次の2つのモデルでは(I 地区、II 地区)、幼稚園及び保育所も再編するモデルを想定している。 <table border="1" data-bbox="593 1165 1030 1500"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>学校園名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">I 地区</td> <td>A 中学校</td> </tr> <tr> <td>B 小学校</td> </tr> <tr> <td>C 小学校</td> </tr> <tr> <td>近隣の市立幼稚園</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">II 地区</td> <td>D 中学校</td> </tr> <tr> <td>E 小学校</td> </tr> <tr> <td>F 小学校</td> </tr> <tr> <td>近隣の市立保育所</td> </tr> </tbody> </table>	地区	学校園名	I 地区	A 中学校	B 小学校	C 小学校	近隣の市立幼稚園	II 地区	D 中学校	E 小学校	F 小学校	近隣の市立保育所	高安中学校区における施設一体型小・中学校については、保護者、地域住民の代表等により構成する「高安中学校区における施設一体型小・中学校 開校準備会」での検討を受け、新校校舎棟・体育館棟の耐震補強工事及び改修工事等の整備事業を進め、平成 28 年4月に開校いたしました。平成 31 年4月からは義務教育学校に移行し、「高安小中学校」となりました。 また、桂中学校区については、平成 26 年5月より保護者、地域住民代表、小中学校長と協議を進めており、今後、中学校区の将来像等について、引き続き検討してまいります。 なお、他の中学校区については、平成 22 年度の「八尾市立小・中学校適正規模等審議会」の答申に基づき、それぞれの中学校区の児童・生徒数等の動向を注視しつつ、地理的条件や地域性、効率性等、様々な観点を考慮しながら、引き続き検討してまいります。	高安中学校区における施設一体型小・中学校については、保護者、地域住民の代表等により構成する「高安中学校区における施設一体型小・中学校 開校準備会」での検討を受け、新校校舎棟・体育館棟の耐震補強工事及び改修工事等の整備事業を進め、平成 28 年4月に開校いたしました。平成 31 年4月からは義務教育学校に移行し、「高安小中学校」となりました。 また、桂中学校区については、平成 26 年5月より保護者、地域住民代表、小中学校長と協議を進めており、今後、中学校区の将来像等について、引き続き検討してまいります。 なお、他の中学校区については、平成 22 年度の「八尾市立小・中学校適正規模等審議会」の答申に基づき、それぞれの中学校区の児童・生徒数等の動向を注視しつつ、地理的条件や地域性、効率性等、様々な観点を考慮しながら、引き続き検討してまいります。
地区	学校園名																
I 地区	A 中学校																
	B 小学校																
	C 小学校																
	近隣の市立幼稚園																
II 地区	D 中学校																
	E 小学校																
	F 小学校																
	近隣の市立保育所																

			<p>これら2つのモデルケースにおいては、各学校の地域性などは考慮していないため、これらを考慮した学校規模の適正化計画を策定したうえで、関係者間の合意形成を図っていくことが望まれる。</p> <p>なお、各学校の建物のうち最も古い建物の建築年度の翌年度から起算して60年後に建て替えることを仮定しているが、建替時期は単に築年数で決まるわけではないことにも留意が必要である。</p> <p>2つのモデルケースについて、小規模校のままそれぞれで運営する場合に発生する施設投資額の合計額は21,519百万円に上る。</p>		
--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

【平成 26 年度】生活保護事業に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 生活保護事業の実施体制

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	人事課	より適切な生活保護事業執行のための体制整備について	<p>大阪府の訪問調査基準回数に準拠した訪問を実施できていない等、人員不足が市の生活保護事業の執行にとって制約となっている。</p> <p>市は、長期的にケースワーカーと査察指導員の増員を、当面は面接指導員やアルバイトの増員等、人員体制の整備を図ることが必要である。</p>	<p>平成 30 年4月に生活支援課を設置し、生活福祉課と業務の切り分けを行い、職員数についても精査してきたところですが、現状では不足している状況です。長期的には採用計画に基づき、適正なケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員やアルバイトの配置を実施し、人員体制の整備を図ってまいります。</p>	<p>平成 30 年4月に生活支援課を設置し、生活福祉課と業務の切り分けを行い、職員数についても精査してきたところですが、現状では不足している状況です。長期的には採用計画に基づき、適正なケースワーカーと査察指導員の配置を実施し、当面は適正な面接指導員や会計年度任用職員の配置を実施し、人員体制の整備を図ってまいります。</p>

【平成 27 年度】市単費事業に関する事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第2項に基づく意見に対する取り組み等について

1. 事務事業の評価の仕組み

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	政策推進課	事務事業評価の「効率性」の観点における評価方法について	<p>事務事業評価の評価内容コメントにて直接人件費や間接人件費に関する記載がなく、人件費を含めたフルコストに関して実際に評価されていない。</p> <p>現在は、フルコストの概念については参考取組みであるため、当該概念を「効率性」の評価の仕組みに取り入れていないとのことであるが、より効果的な効率性評価を実施するためにも、事業実施にはどれだけのコストがかかっているのかを各所属にさらに意識させ、フルコストの概念を包含した評価を行うべきである。</p>	<p>評価観点のうち、効率性評価を行う上で、直接事業費だけでなく、間接事業費・直接人件費・間接人件費を意識したフルコストの概念を包含した評価の仕組みの構築について、引き続き検討してまいります。</p>	<p>評価観点のうち、効率性評価を行う上で、直接事業費だけでなく、間接事業費・直接人件費・間接人件費を意識したフルコストの概念を包含した評価の仕組みの構築について、引き続き検討してまいります。</p>
2		事務事業の従事職員数の入力に	<p>行政評価システムにおいて、各事務事業における従事職員数の入力については毎年7月に1度のみ実</p>	<p>平成 30 年度の事前評価より、平均人件費単価を役職ごとに設定するようシステムの改修を</p>	<p>平成 30 年度の事前評価より、平均人件費単価を役職ごとに設定するようシステムの改修を</p>

		ついて	<p>施されている。そのため、直接人件費と間接人件費の実績値は、計画時における従事職員数をもとに計算されている状況にある。実際の事務事業が進んでいく過程において、当初の従事割合と異なる割合で事業が行われるケースもあることから、実態に合った直接人件費及び間接人件費を計算するため、事後評価時に実績ベースでの従事職員数を入力することを検討すべきである。</p>	<p>施し、各事業の評価に資するより精緻なフルコストの算出を可能としました。令和3年度の事前評価についても、引き続き機能を活用し精緻なフルコスト算出による事前評価に取り組んでまいります。</p> <p>また、事後評価については、第6次総合計画の方向性を踏まえた行政評価の仕組みの見直しと合わせ検討してまいります。</p>	<p>施し、各事業の評価に資するより精緻なフルコストの算出を可能としました。令和3年度の事前評価についても、引き続き機能を活用し精緻なフルコスト算出による事前評価に取り組んでまいります。</p> <p>また、事後評価については、第6次総合計画の方向性を踏まえた行政評価の仕組みの見直しと合わせ検討してまいります。</p>
--	--	-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(18) 公園・緑地整備事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
3	みどり課	総合計画における目標値に基づく活動指標の設定について	<p>活動指標として「公園整備面積」、「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」を利用しているが、平成26年度において「公園整備面積」については計画値を大幅に達成しているにも関わらず、総合計画における目標値を各年度に按分することで設定している「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」については計画値を達成していないという指標間における評価の不整合が生じている。適切に事務事業の実施状況を評価し、中長期にわたり計画的な公園整備を進めるため、「公園整備面積」についても総合計画における目標値を各年度に按分し計画値を設定することを検討すべきである。</p> <p>また、市民1人当たり公園面積、市の面積に占める公園面積の割合については特例市間比較指標であるが、市では他の特例市における平成26年度と同指標を入手していない。他の特例市における同指標を入手のうえ、比較・分析することで総合計画における目標値を設定することを検討すべきである。</p>	<p>適切に事務事業の実施状況を評価し、中長期にわたり計画的な公園整備を進めるため、第7期実施計画の策定における「公園整備面積」の目標値については、総合計画における目標値を各年度に按分した計画値を設定いたしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、次期総合計画における目標値の設定については、「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」の指標のあり方も含めた検討を進めてまいります。</p>	<p>適切に事務事業の実施状況を評価し、中長期にわたり計画的な公園整備を進めるため、第7期実施計画の策定における「公園整備面積」の目標値については、総合計画における目標値を各年度に按分した計画値を設定いたしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、次期総合計画における目標値の設定については、「市民1人当たり公園面積」、「市の面積に占める公園面積の割合」の指標のあり方も含めた検討を進めてまいります。</p>

(22) 学校園安全対策推進事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
4	教育政策課	安全対策推進員の配置業務の評価指標及び業務の実施方法について	<p>学校園安全対策推進事業では、シルバー人材センター等に委託し、各学校園に安全対策推進員の配置を行っているが、現在の活動指標に安全対策推進員の評価に関する指標が設定されていない。</p> <p>平成26年度の当該事業の決算額について、事業費に占める委託料の割合は8割を超えており、予算や決算における金額の重要性に応じて安全対策推進員の活動時間等も活動指標として設定することが必要である。</p> <p>また、安全対策推進員の配置は、一律シルバー人材センター等への委託で行われているが、他自治体では、有償ボランティアや専門の警備会社への委託</p>	<p>第7期実施計画の策定において、適切な評価指標の設定を検討し、「機械警備及び巡回」を指標から削除した上で、「安全対策推進員配置率」を設定いたしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、事業の実施方法については、現行はシルバー人材センター等への委託によることとしておりますが、府下各市等他市の実施状況や地域の意見等も踏まえ、地域との連携による実施等、他の手法による実施の可能性について、引き続き検討を行ってまいります。</p>	<p>第7期実施計画の策定において、適切な評価指標の設定を検討し、「機械警備及び巡回」を指標から削除した上で、「安全対策推進員配置率」を設定いたしました。</p> <p>(措置済み)</p> <p>また、事業の実施方法については、現行はシルバー人材センター等への委託によることとしておりますが、府下各市等他市の実施状況や地域の意見等も踏まえ、地域との連携による実施等、他の手法による実施の可能性について、引き続き検討を行ってまいります。</p>

			という形で実施されている事例もある。参画と協働のまちづくり推進度という観点からは、PTAや地域ボランティアが活動に参画する度合いを高めていくとともに、有償ボランティアや専門の警備会社への委託におけるメリット・デメリットを整理し、実施方法について、より3E(経済性、効率性、有効性)を考慮した検討を行うべきである。		
--	--	--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

(23) 図書館サービスの充実事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
5	八尾図書館	公設図書館の運営方法の検討について	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくには、他自治体の公設図書館の取組みを参考とするとともに、民間事業者のノウハウも積極的に取り入れていくことも重要である。 市は平成 27 年度に開設した龍華図書館において指定管理者制度を導入した。市直営施設においては、指定管理者のノウハウを研究し、より良い取組みは吸収していくとともに、現在の龍華図書館の運営状況や利用者の評価を踏まえて検証した上で、効果が高くなれば、他の3図書館においても指定管理者による運営について引き続き検討されたい。	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくにあたり、龍華図書館以外の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、新やお改革プラン実行計画に基づき、龍華図書館における指定管理者による管理運営状況や導入により見込まれる効果について検証し、効果が見込まれる場合に指定管理者制度の導入を行います。	より効率的かつ効果的な図書館運営を行っていくにあたり、龍華図書館以外の3館のうち特に山本図書館・志紀図書館における指定管理者制度の導入については、新やお改革プラン実行計画に基づき、龍華図書館における指定管理者による管理運営状況や導入により見込まれる効果について検証し、効果が見込まれる場合に指定管理者制度の導入を行います。

(30) 帰国・外国人児童生徒受入等支援事業

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
6	人権教育課	活動指標の計画値や実績値の見直しについて	帰国・外国人児童生徒受入等支援事業では、「日本語指導等の派遣時間数」を活動指標の一つとしているが、実績値が計画値を大きく上回っている状況が続いている。 市教育委員会は、日本語指導が必要な児童生徒数が年々増加していることに加えて、計画値を設定した当初は言語介助員を派遣する事業が別事業として実施されており、日本語指導補助員等を派遣した時間のみを基礎として見積もっていたが、言語介助員の活動時間も含めたため、実績よりも低い数値になっていた、と説明している。しかし、実績数値の測定方法は「日本語指導補助員・支援員を派遣した時間」とされており、言語介助員の活動時間を実績値に含めるべきではなく、新たに言語介助員の派遣が事業に追加されたのであれば、別途活動指標を追加するか、実績数値の測定方法に言語介助員の活動時間を追加すべきと考える。 活動指標の達成状況は事務事業評価を行う際の重要な指標の一つになることから、計画数値の設定方法や実績数値の測定方法を明確に定義するとともに、事業内容に変化があった場合には随時、計画数値の設定方法や実績数値の測定方法を見直すべきである。	当該指標の実績数値の測定方法に言語介助員の活動時間を含めるか否か、別途活動指標を追加するかについて、引き続き検討を進めています。 実績数値の測定方法・計画値・実績値について整合性をとる形で、次期総合計画に反映できるよう、見直しを進めてまいります。	当該指標の実績数値の測定方法に言語介助員の活動時間を含めるか否か、別途活動指標を追加するかについて、引き続き検討を進めています。 実績数値の測定方法・計画値・実績値について整合性をとる形で、次期総合計画に反映できるよう、見直しを進めてまいります。

【平成 28 年度】外郭団体の財務に関する事務の執行及び当該外郭団体の出納その他の事務の執行について
(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

2. 個別の外郭団体・団体所管課に対する意見

(1) やおコミュニティ放送株式会社

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	やおコミュニティ放送 (市政情報課)	中期計画の策定について	メディアの多様化により、FM放送の地域における役割を捉え直す必要がある。すなわち、コミュニティFMを主体とした現在の会社の存在意義や事業をあらためて見直し、新たな役割や取組について検討することが求められている(例えば、観光協会等との連携を強化し、市の文化施設や観光資源等のPRに関する情報サービスの実施等)。 したがって、具体的な繰越損失の解消計画や人員計画のみならず、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画を策定すべきである。	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 放送出力の増力工事等による難聴地域の改善や頻発する自然災害への対応など、コミュニティFMとしての取組を踏まえつつ、新たな役割や取組を含めた今後の営業方針の検討を行い、市の方針との整合性をとりながら、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画の策定に向け、具体的な検討を進めてまいります。	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 放送出力の増力工事等による難聴地域の改善、頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、コミュニティFMとしての取組を踏まえつつ、新たな役割や取組を含めた今後の営業方針の検討を行い、市が決定する方針との整合性をとりながら、将来の新たなビジョンや経営戦略も定めた中期計画の策定に向け、具体的な検討を進めてまいります。

(2) 公益財団法人八尾市国際交流センター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
2	国際交流センター (文化国際課)	中期計画の策定について	自立した法人運営を実現するために、法人の方向性を検討し、市からの委託事業を受ける、法人独自の事業を検討する等の法人運営の具体的な方針を策定すべきである。 また、各事業への目標参加人数や、新たな事業への取組に対応するための人員計画等を定めた中期計画を策定し、これに基づいて事業運営すべきである。 なお、中期計画の策定にあたっては、市の国際交流及び多文化共生に関する事業との連携を図る必要がある。	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 公益財団法人としての役割の明確化と独自性が求められていること、また、八尾市多文化共生推進計画との整合性を図る観点から、平成 28 年度第 4 回理事会(平成 29 年 3 月開催)を経て、大枠の事業について明記した中期計画(平成 29 年度～32 年度)を策定いたしました。この中期計画をもとに、各事業への目標参加人数等も定めました。 (措置済み) また、新たな事業への取組に対応するための人員計画等については、所管課と協議のもと検討を進めてまいります。	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 公益財団法人としての役割の明確化と独自性が求められていること、また、八尾市多文化共生推進計画との整合性を図る観点から、平成 28 年度第 4 回理事会(平成 29 年 3 月開催)を経て、大枠の事業について明記した中期計画(平成 29 年度～32 年度)を策定いたしました。この中期計画をもとに、各事業への目標参加人数等も定めました。 (措置済み) また、新たな事業への取組に対応するための人員計画等については、所管課と協議のもと検討を進めてまいります。
3	文化国際課	事業モニタリングの実施時期及び方針について	外郭団体の事業実施状況等に関して、改善や方針転換を行うには適時にモニタリングを実施し、必要に応じて外郭団体との協議を行うことが必要であるため、現在年に 1 回実施している事業モニタリングについて実施時期を増やすとともに、決算終了後速やかに実施すべきである。 また、事業モニタリングは翌年度以降の実施事業の内容にもつながる重要な事項であるため、評価方針を定めるとともに、評価結果を法人と共有し、翌年度以降の事業計画の見直しに活かすなどの評価結果の活用方針を定める必要がある。	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 事業モニタリングの実施を決算後速やかに実施しましたが、評価結果を次年度の事業計画の立案へ活用することや実施時期を増やすまでには至りませんでした。実施手法については、引き続き検討してまいります。	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 事業モニタリングの評価結果を次年度の事業計画の立案へ活用できるよう計画的に事業モニタリングを実施してまいります。また、実施時期の増加、実施手法については、引き続き検討してまいります。
4	国際交流センター (文化国際課)	補助金のあり方について	平成 27 年度の補助金交付にあたっては、事業費については補助対象経費が明確になっていないなど、具体的な積算根拠がなく、人件費の全額及び事	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 補助金交付要綱の見直しにより、事業費の補助対象経費を明確にし、具体的な積算に基づき補助金を交付するように改めました。	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 補助金交付要綱の見直しにより、事業費の補助対象経費を明確にし、具体的な積算に基づき補助金を交付するように改めました。

			<p>業費の一部が交付されている。 事業費については補助対象経費を明確にしたうえで補助金の積算を具体的に行い、補助金の必要性について再検討すべきである。特に人件費の中でも、管理人件費については外郭団体での自主性を持った運営を確保するためにも、将来的には委託事業の増加等、補助金以外の財源によって賄うことを検討すべきである。</p>	<p>(措置済み) 人件費補助については、市の方針等を踏まえ、今後のあり方を検討してまいります。</p>	<p>(措置済み) 人件費補助については、市の方針等を踏まえ、今後のあり方を検討してまいります。</p>
--	--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------

(3) 公益財団法人八尾市文化振興事業団

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
5	文化振興事業団 (文化国際課)	法人全体の中期計画等の策定について	<p>文化会館及び生涯学習センターのそれぞれにつき、今後の施設の運営方針等を作成しているが、法人全体の中期計画や運用方針等は作成されていないため、各施設の実施事業のみにとられず、法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画を作成することが必要である。 また、各施設の専門性の確保と少人数での組織編成の課題は理解するが、法人全体としての組織運営風土の醸成のために、文化会館と生涯学習センター一間のさらなる人事交流も検討されたい。</p>	<p>施設間の人事交流については、従前から、必要に応じて監督職クラスからスタッフ職までの施設間の異動を行っており、平成 30 年度については、施設間で中堅スタッフ職各 1 名ずつの人事異動を実施しました。今後も組織及び施設活性化のため、引き続き実施してまいります。 (措置済み) 法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画につきまして、指定管理者施設運営事業の状況を踏まえつつ、検討してまいります。</p>	<p>施設間の人事交流については、従前から、必要に応じて監督職クラスからスタッフ職までの施設間の異動を行っており、平成 30 年度については、施設間で中堅スタッフ職各 1 名ずつの人事異動を実施しました。今後も組織及び施設活性化のため、引き続き実施してまいります。 (措置済み) 法人の方向性や新規の事業展開等も見据えた法人全体としての経営計画につきまして、指定管理者施設運営事業の状況を踏まえつつ、検討してまいります。</p>
6	文化国際課	経営状況に関する意見交換の実施頻度について	<p>外郭団体の経営状況に関して、経営改善や方針転換を行うには適時に経営状況を把握し、必要に応じて協議を行うことが必要である。そのため、現在年に 1 回実施している法人全体の収支状況の把握についても実施頻度を増やし、外郭団体の経営状況をより適時に把握し、必要に応じて協議をすべきである。</p>	<p>外郭団体の経営状況をより適時に把握するために、指定管理業務に関するモニタリングとのバランスをとりながら、適時意見交換を実施する手法について検討してまいります。</p>	<p>外郭団体の経営状況をより適時に把握するために、指定管理業務に関するモニタリングとのバランスをとりながら、適時意見交換を実施する手法について検討してまいります。</p>

(4) 社会福祉法人八尾市社会福祉協議会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
7	社会福祉協議会 (地域福祉政策課)	社会福祉協議会独自の中期計画の充実について	<p>市と社会福祉協議会の中長期計画として、市地域福祉計画等が策定されているが、市と共同の中長期計画であるため、社会福祉協議会自身の将来像については明確になっていない部分がある。 社会福祉協議会独自の中期計画の策定は、法人の将来の姿をめざすための計画であり、目標を掲げ、そこに向かって事業を展開していくためのものであり、羅針盤となるものである。また、法人職員においても動機づけになるものである。 中期計画としては、①法人の設立目的や役割からどのような事業をどの程度の規模で実施するか、②計画を実現するにはどのような人員体制を整備するのか、③計画に基づいた法人の収支がどのようになるのか、についての記載が必要である。 ①実施事業の規模に関しては、社会福祉協議会</p>	<p>社会福祉協議会(以下「本会」という。)では、地域福祉活動計画を本会の中長期計画(計画期間 10 年)として位置づけ、これに基づき、事業の実施やその規模について検討していました。しかし、次期計画(令和 2 年度策定)においては、市が策定する「第 4 次地域福祉計画」の理念を踏まえ、別計画として、策定することで、本会の中長期の取り組み方向や事業内容をより明確に示せるよう改善します。 また、人員体制や財政見通しの記載方法につきましては、計画と合わせて検討を行い、明確に示してまいります。 なお、検討に当たっては、上記の本会独自の計画に基づき、職員採用を計画的に行い、体制の充実に努めます。同様に、法人財政について</p>	<p>社会福祉協議会独自の中期計画(8 箇年計画)については、令和 2 年度から市の「第 4 次地域福祉計画」とは別に「第 4 次地域福祉活動計画」の策定作業を進めており、令和 3 年度中に策定するとともに、本会の中期計画と位置付けます。また、人員体制や財政収支については、計画に基づき別途示してまいります。</p>

		<p>は公共性と民間団体としての自主性を併せもつという性格を有しているため、その役割を踏まえた事業を展開することが求められる。例えば、小地域ネットワーク活動事業や自主性のある地域貢献事業並びに会員に密着した事業等をどの程度の規模で展開するか計画を充実させる必要がある。</p> <p>また、②人員体制の整備に関しては、計画事業を実施するための専門性を持った人材を確保することが求められる。専門性のある人材確保については職員採用計画を策定しているが、社会福祉協議会の年齢構成は30歳代以下に集中しており、特に40歳代以上の中堅幹部職員が不足している状態であり、不均衡な年齢構成が当面続く計画となっている。</p> <p>さらに、③法人の収支に関しては、市地域福祉計画等には、事業の実施回数や利用者数などの目標数値の記載はあるが、事業収支や法人全体の収支見込は記載されておらず、将来的にどのような財源を確保し、どのような収支で事業展開を図っていくのか不透明な部分がある。</p> <p>上記の3点を踏まえ、市と事業の収支や財源確保について協議しながら、社会福祉協議会独自の中期計画の充実を検討されたい。</p>	<p>も、計画に基づき、本会の財政的安定を図り、会員会費をはじめとした独自の財源確保に努めます。</p>	
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------	--

(5) 公益社団法人八尾市シルバー人材センター

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
8	シルバー人材センター (高齢介護課)	事務所の整備に必要な資金の確保について	<p>シルバー人材センターは、経年劣化による事務所の老朽化が著しいこと、事業拡大とともに手狭になっていることから、建て替えを含めた整備を検討しており、「特定費用準備資金等取扱規程」に従い整備に必要な資金として平成27年度より5年間にわたり年間16,000千円ずつ計上する計画としているが、現状としては整備の方法や工事費総額、市との負担関係について決まっていない。</p> <p>整備の方法や市との負担関係についての市と協議をできるだけ早急に進めて、シルバー人材センターとして整備に必要な資金を計画的に確保するために、どれだけの資金の確保が必要なのかを見積もり、計画的に資金を計上していくべきである。</p>	<p>シルバー人材センターは、事務所建設準備資金積立資産として、平成27年度から平成30年度の4年間で49,804千円の積み立てを行いました。整備に必要な資金を計画的に確保するため、整備の在り方や資金計画について市と協議を行いながら、引き続き、計画的な資金計上を行ってまいります。</p> <p>市としては、事務所の老朽化に伴う、建て替えを含めた整備の在り方について、市の公共施設マネジメントの考え方とシルバー人材センターが作成する資金計画等の内容を踏まえシルバー人材センターと協議を行ってまいります。</p>	<p>シルバー人材センターは、事務所建設準備資金積立資産として、平成27年度から令和元年度の5年間で59,804千円の積み立てを行いました。整備に必要な資金を計画的に確保するため、整備の在り方や資金計画について市と協議を行いながら、引き続き、計画的な資金計上を行ってまいります。</p> <p>市としては、事務所の老朽化に伴う、建て替えを含めた整備の在り方について、市の公共施設マネジメントの考え方とシルバー人材センターが作成する資金計画等の内容を踏まえシルバー人材センターと協議を行ってまいります。</p>
9	高齢介護課	補助金のあり方について	<p>市は、「八尾市高齢者労働能力活用事業補助金交付要綱」に基づき、シルバー人材センター職員の人件費の約70%相当の補助金をシルバー人材センターへ交付しており、その額は近年逡増している。</p> <p>シルバー人材センターの法的位置づけや役割があるとはいえ、市から独立した法人であり、会費や受取事務費などの自主財源があるので、シルバー人材センター職員の人件費についても可能な範囲で自主</p>	<p>補助金の支給のあり方については、人件費に対する補助金割合のみによるのではなく、シルバー人材センターの独自事業や市の施策と連携した取り組みに対する支援の在り方などを考慮しながら、引き続き、検討を行ってまいります。</p>	<p>補助金の支給のあり方については、人件費に対する補助金割合のみによるのではなく、シルバー人材センターの独自事業や市の施策と連携した取り組みに対する支援の在り方などを考慮しながら、引き続き、検討を行ってまいります。</p>

			財源によって賄うことが求められる。 シルバー人材センターの自立した運営を促進するため、シルバー人材センターの財政状態等を勘案し、補助割合など補助金の支給のあり方について継続的に検討を進めていくべきである。		
--	--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

(7) 一般社団法人八尾市観光協会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
10	観光協会 (産業政策課)	中期計画の策定について	観光協会では、現在中期計画が策定されていないが、中期計画は中期的な運営の指針となるものであり、これに基づき計画的に事業運営することが安定的な事業の継続に繋がる。 観光協会としての中期的な運営方針を明確化し、自立した団体運営を実現するために、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画を策定し、これに基づいて事業運営することが望まれる。 また、中期計画の策定にあたっては、「八尾市観光振興プラン」等の市の観光に関する施策との連携を図ることを検討されたい。	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 「八尾市観光振興プラン」の施策内容と連携した、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画の策定に向けて、検討を進めております。 今後、市において、情報発信のあり方も含めて、これからの八尾市の観光の取り組みについて方向性を打ち出すことになっていること、令和3年度からの次期八尾市観光振興プランの策定に向けた検討を行っていくことなどから、改めて観光協会の中期計画とも整合を図る必要があり、再度上程案の見直しに取り組んでまいります。	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 「八尾市観光振興プラン」の施策内容と連携した、会員数や観光案内所への来訪者数等の目標指標や、運営体制の強化のための人員計画等を定めた中期計画の策定に向けて、検討を進めております。 今後の本市における観光施策の方向性や、中長期的な計画を定めた八尾市観光振興プランとの整合を図る形で中期計画の策定に取り組んでまいります。

(9) 八尾シティネット株式会社

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
11	八尾シティネット (都市交通課)	中期計画の策定について	施設の老朽化が進行しており、今後の更新費用の増加が見込まれ、それに対応した収入の獲得も必要となるが、設立当初より料金改定は実施しておらず、また、職員の高齢化も進行していることから、今後自転車駐車場管理・運営業務を継続させていくためにも、中期計画の策定を検討すべきである。 計画の策定にあたっては、団体が課題として認識している人材育成、施設の老朽化、料金改定、自転車駐車場のICT化への対応方針について検討されたい。また、今後の市における交通計画も踏まえた効果的かつ効率的な中期計画を策定できるよう、所管課と協力することが望まれる。	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 施設の更新、執行体制(人員配置)、新たな投資計画等を盛り込んだ中期計画の策定作業の一環として平成 29 年度自転車駐車場現況調査を行い、その報告内容により、老朽化対策の優先度が高い近鉄八尾駅東自転車駐車場、JR 志紀駅南自転車駐車場の改修工事等に着手、完了いたしました。 今後も交通対策課と情報共有を図りながら、人材育成、料金改定、ICT化等への対応方針についても検討を行い、中期計画の策定に向け検討を進めてまいります。	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 施設の更新、執行体制(人員配置)、新たな投資計画等を盛り込んだ中期計画の策定作業の一環として、平成 29 年度に実施した自転車駐車場現況調査を行い、その報告内容により、老朽化対策の優先度が高い自転車駐車場の修繕(老朽化対策)工事を実施しております。 今後も都市交通課と情報共有を図りながら、人材育成、料金改定、ICT化等への対応方針についても検討を行い、中期計画の策定に向け検討を進めてまいります。

(11) 公益財団法人八尾市文化財調査研究会

番号	所管課・団体	項目	意見の内容(要旨)	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
12	文化財課	外郭団体のあり方の再検討について	外郭団体方式、市直営方式どちらにもメリット・デメリットがあるが、現状でも市の出捐割合は大きく、文化財調査研究会に対して指導的な役割を担っているため、今後のあり方については市が判断すべきものと思われる。 しかし、判断根拠として市は歴史や文化財を保護していくための全体的な方針が必要となり、その中で文化財調査研究会のあり方を位置づけ、長期的な視	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針 「八尾市歴史資産のまち‘やお’推進のための基本的な考え方」を策定し、本市の歴史資産の保存と活用を図るための考え方を示し、また、新やお改革プラン実行計画において文化財調査研究会のあり方を見直すこととしており、市の文化財保護行政における文化財調査研究会の役割や位置づけについて、長期的な視野に立って組織のあり方の再検討を進めているところです。	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針 「八尾市歴史資産のまち‘やお’推進のための基本的な考え方」において本市の歴史資産の保存と活用を図るための考え方を示し、また、新やお改革プラン実行計画に基づき文化財調査研究会のあり方を見直しを進め、市の文化財保護行政における文化財調査研究会の役割や位置づけについて、長期的な視野に立って組織のあり方の再検討を進めているところです。

			野に立った判断を行うべきである。 したがって、市は歴史や文化財を保護していくための基本的な方針を策定し、市独自の文化財保護行政のあり方を検討するとともに、文化財調査研究会のあり方を再検討すべきである。		
13	文化財調査研究会 (文化財課)	文化財調査研究会における中期計画の策定について	平成 27 年度末の文化財調査研究会の年齢構成は最も若い常勤職員が 40 歳代前半であり、主に 40 歳代、50 歳代の職員で構成されている。「常勤職員の新規採用が 20 年間ない」とのことであり、事業継続における大きな課題となっている。 文化財調査研究会は独自に中期計画を策定することは難しいとしているが、市と協議しながら市の歴史や文化財を保護するための体制づくりを積極的に働きかけて、人員採用計画等も含めた中期計画を策定することを検討されたい。	市において、市と文化財調査研究会との役割を整理することとされており、その動向を踏まえ、市の歴史や文化財を保護するための文化財調査研究会の役割や体制を定め、人員採用計画等も含めた中期計画の策定について検討してまいります。	市において、市と文化財調査研究会との役割を整理することとされており、その動向を踏まえ、市の歴史や文化財を保護するための文化財調査研究会の役割や体制を定め、人員採用計画等も含めた中期計画の策定について検討してまいります。

【平成 29 年度】税務事務の執行について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

(1) 個人市民税

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	市民税課	減免要件の対象範囲について	八尾市市税条例施行規則第 6 条第 1 項第 5 号に規定されている内容について、担当者からは「公的援助を受ける者に対する減免について、要綱や内規等で運用している自治体はあるかもしれないが、具体的な事由を条例や規則で明示している自治体は少ない。」との回答を得ている。 そこで、大阪府下の自治体の税条例及び税条例施行規則を閲覧し、同種の内容の実際の制定状況を調べたところ、明示されているのは中河内地域の柏原市及び東大阪市のみであった。 自治体によって規模や財政、政治状況等に差異はあるが、現状の市の減免事由や減免割合について近隣あるいは同規模自治体と比較することは、そのあり方を検討する参考になると考えられる。この点、担当者からは「今後、改めて減免に関する調査を実施する予定である。」との回答を得ている。 上記の調査結果を基に、比較分析を行い、市の減免事由や割合を将来的に見直すための参考とすることを検討されたい。	他市町村の減免状況に関する調査を実施し、税制改正による令和 3 年度課税分の個人所得課税見直しに伴う影響も踏まえて、引き続き調査結果の比較分析を進めてまいります。	他市町村の減免状況に関する調査を実施し、税制改正による令和 3 年度課税分の個人所得課税見直しに伴う影響も踏まえて、引き続き調査結果の比較分析を進めてまいります。

(3) 固定資産税・都市計画税

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
2	資産税課	公衆浴場に係る固定資産税の減免について	<p>市は平成10年に減免規定を改定したが、以降、現在まで見直しは行われていない。しかしながら、例えば、大阪市においては、市税の減免措置全般について、①減免措置という財政支援の効果について検証されたことがない、②予算に組み込まれない減免措置は透明性が低い、といった指摘を背景に見直しを行い、その中で公衆浴場減免については、減免率を引き下げたうえで継続としつつ、一定期間経過ごとに減免の可否を検討することとされている。また、大阪市以外にも同様の見直しを検討している自治体がある。</p> <p>こうした他の自治体の事例に照らせば、市においても公衆浴場減免のあり方を検討することの意義はありと考えられ、減免規定を見直す必要性について、改めて検討されたい。</p>	<p>固定資産税の減免については、必要に応じて不定期に検討、見直しを行い、改定が必要と判断したものについては、随時改定を行ってまいりましたが、公衆浴場減免については、今後の社会情勢の変化等を注視し、また、他市の検討状況の情報を収集し、必要性、減免割合等について、引き続き、検討してまいります。</p>	<p>固定資産税の減免については、必要に応じて不定期に検討、見直しを行い、改定が必要と判断したものについては、随時改定を行ってまいりましたが、公衆浴場減免については、今後の社会情勢の変化等を注視し、また、他市の検討状況の情報を収集し、必要性、減免割合等について、引き続き、検討してまいります。</p>

【平成30年度】補助金・負担金等に係る事務の執行について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	コミュニティ政策推進課 地域福祉政策課 高齢介護課 人権政策課 障がい福祉課 健康推進課 こども施設課 産業政策課 生涯学習スポーツ課	概算払いの理由の明確化について	<p>八尾市補助金交付規則第19条(以下、「交付規則」という)では、補助金の交付目的を達成するため又は補助事業の性質上、事業の完了前に補助金を交付する必要があると市長が認めた場合に限って、「概算払い」を認めている。しかし、現状では、概算払いの理由の明確化がなされておらず、交付規則に即した運用がなされているか確認できない状態であった。</p> <p>概算払いは交付規則上、あくまでも例外的な取扱いとされていることに鑑み、概算払いにより補助金を交付する場合、概算払いの根拠及び理由を明確化し、それが交付規則に照らして適切なものであるかを検討し、上席者が承認した証跡が確認できるようにすべきである。</p> <p>【概算払い支出の補助金一覧】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八尾市自治振興委員会補助金 ・八尾市小地域ネットワーク活動推進事業補助金 ・八尾市高齢クラブ活動助成金 	<p>概算払いにつきましては、交付決定の起案を行う際に、概算払いの必要性について、理由の記載や根拠などを明確化し、上席者による承認の証跡が確認できるよう交付決定の起案に明記する、あるいは、交付要綱において概算払いの規定を設けるといった対応を順次進めております。</p>	<p>概算払いにつきましては、交付決定の起案を行う際に、概算払いの必要性について、理由の記載や根拠などを明確化し、上席者による承認の証跡が確認できるよう交付決定の起案に明記する、あるいは、交付要綱において概算払いの規定を設けるといった対応を引き続き進めております。</p>

	<p>人権教育課</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・一般財団法人八尾市人権協会運営費助成金 ・世界人権宣言八尾市実行委員会運営助成金 ・人権擁護委員八尾地区委員会補助金 ・八尾市市民活動支援基金事業助成金 ・社会福祉法人八尾市社会福祉協議会運営費補助金 ・八尾市日常生活自立支援事業補助金 ・八尾市ボランティア活動振興事業補助金 ・八尾市権利擁護推進事業補助金 ・八尾市民生委員児童委員協議会事業補助金 ・八尾市社会福祉関係団体事務局事業補助金 ・八尾市社会福祉関係団体育成事業補助金 ・八尾市地域福祉推進基金事業助成金(地域福祉分野) ・八尾市障がい者団体育成事業補助金 ・八尾市地域福祉推進基金事業助成金(障がい福祉分野) ・八尾市地域活動支援センターⅣ型補助金 ・八尾市街かどデイハウス事業運営補助金 ・八尾市献血推進協議会助成金 ・八尾市私立認定こども園等運営費補助金 ・八尾河内首頭まつり振興会補助金 ・一般社団法人八尾市観光協会運営補助金 ・中小企業振興対策補助金 ・八尾市文化芸術芸能祭助成金 ・八尾市PTA協議会運営補助金 ・八尾市人権教育研究連合協議会に対する事業推進補助金 		
<p>2</p>	<p>コミュニティ政策推進課</p>	<p>八尾市校区まちづくり交付金について</p>	<p>現状、校区まちづくり協議会の活動に対する支援としての校区まちづくり交付金と、まちづくり協議会を構成する団体の、独自の活動に対する補助金制度がそれぞれ存在し、手続きもそれぞれで発生している状況があり、地域に対する補助金の交付ルートが複数存在することで、校区ごとにトータルとしてどれだけの金額の補助金が交付されているのか、また、アウトプットとしてどれだけの活動がされたのかという検証が困難になっている。</p> <p>校区まちづくり交付金に移行可能な補助金等を統合することや、構成団体の地域活動に対する補助金については、既に一定の整理はされているものの、校区まちづくり協議会で実施する性質の事業と、各構成団体で実施する性質の事業をより明確に区分する基準・考え方を全庁的な取り組みとして各課で整理し、より客観的な効果検証と事務の効率化につな</p>	<p>平成 30 年度に実施しました「校区まちづくり協議会あり方検討会議」において、校区まちづくり協議会の役割、校区まちづくり交付金を用いた活動の留意点、活動の進め方及び持続性を高める運営等について検討を行い、検討結果の報告書を作成しました。また、令和元年5月には、校区まちづくり協議会連絡会において報告書の説明を行い、構成団体が連携し校区住民等が地域力を結集することの重要性等を周知しました。</p> <p>「第3期わがまち推進計画」の策定にあわせ、上記検討会議の結果を踏まえ、校区まちづくり交付金について、各構成団体の事業の性質も考慮したうえで、校区まちづくり協議会の自主性を高め、地域での様々な活動の促進につながるよう検討を行ってまいります。</p>	<p>平成 30 年度に実施しました「校区まちづくり協議会あり方検討会議」の検討結果をもとに、令和元年度に「校区まちづくり協議会の支援に関する検討会議」を実施し、校区まちづくり協議会の自立に向け、校区まちづくり交付金を含む校区まちづくり協議会への支援について検討を行い、検討結果の報告書を作成しました。また、検討内容について、校区まちづくり協議会連絡会において経過報告を行い、情報共有を図りました。</p> <p>「第3期わがまち推進計画」の策定にあわせ、上記検討会議の結果を踏まえ、校区まちづくり交付金について、各構成団体の事業の性質も考慮したうえで、校区まちづくり協議会の自主性を高め、地域での様々な活動の促進につながるよう引き続き検討を行ってまいります。</p>

			<p>げることが必要である。</p>		
3	危機管理課	八尾市防犯灯整備補助金について	<p>現状、校区まちづくり協議会交付金と、各構成団体の独自の活動に対する補助金制度がそれぞれ存在し、地域に対する補助金に複数ルートが存在することで、校区ごとにトータルとしてどれだけの金額の補助金が交付されているのか、また、アウトプットとしてどれだけの活動がされたのかという検証が困難になっている。</p> <p>本補助金については、八尾防犯協議会は各町会に対する補助金の配分の取りまとめを担っているものであり、必ずしも八尾防犯協議会として実施する性質のものというわけではない。そのため、地域に対する補助金として、校区まちづくり協議会で実施する事業とより明確に区分する基準、考え方等を全庁的な取り組みとして整理することが望まれる。</p>		
4	危機管理課	八尾市防犯灯電気料金等補助金について	<p>八尾市防犯灯電気料金等補助金は、八尾市防犯灯整備補助金と同様に、地域に対する補助金として、校区まちづくり協議会で実施する事業とより明確に区分する基準、考え方等を全庁的な取り組みとして整理することが望まれる。</p>		
5	コミュニティ政策推進課	八尾市市民活動支援基金事業助成金について	<p>本助成金の交付実績額は減少傾向にあり、直近3年間は100万円未満であるが、市職員の年間関与時間は800時間と多くかけられている。</p> <p>市の職員の関与時間は、その間別の業務をすることができなかつたことになるため、内部的なコストとして認識すべきものである。現状の交付実績では、市職員の年間関与時間及び審査員への報酬に対して、事業としての効果は低いと考えられる。事業を実施する場合には、その費用対効果も勘案し、事業内容を検討することや事業にかかる時間数等の判断を行うべきである。</p>	<p>本助成金は、事業への助成を通じて、団体の自立・発展・継続につながる組織基盤強化を図り、単年度の事業で終わらないよう、団体の育成支援を目的としており、平成28年度にはコースの新設、助成回数の制限引き上げを行い、より効果的に目的が達成されるように内容を改定しました。</p> <p>交付にあたっては事前相談、申請書類による事業内容及び経費審査を行い、公開プレゼンテーションを経て審査会で決定します。交付後も、当該交付団体に対して継続的な支援を実施しております。関与時間の縮減について、中間支援組織「つどい」の事前相談及び継続的な支援についての関与を増やし、市職員の関与縮減について進めております。</p>	<p>本助成金は、事業への助成を通じて、団体の自立・発展・継続につながる組織基盤強化を図り、団体の育成支援を目的としており、平成28年度にはコースの新設、助成回数の制限引き上げを行い、より効果的に目的が達成されるように内容を改定しました。</p> <p>関与時間の縮減について、中間支援組織「つどい」の事前相談及び継続的な支援を引き続き行うことで、市職員の関与縮減を進めております。</p>
6	地域福祉政策課	八尾市民生委員児童委員協議会事業補助金について	<p>補助基準額について、直近の見直し時期であった平成21年から少子高齢化や児童虐待等、住民の課題が複雑化・多様化し、社会情勢は一定変化していると考えられるため、現状の把握及び分析を実施の上、要綱の見直しを実施すべきである。</p> <p>その際、見直しに関する検討記録を残し、上席者が検討結果の妥当性を確認すべきである。それにより、担当者が異動となった場合でも、検討記録を参考として効果的かつ効率的な検討が図られるものと考</p>	<p>補助金要綱の見直しに向け、民生委員児童委員活動の現状の把握及び分析を行いつつ、他市状況等の調査や関係機関との調整を進めています。</p>	<p>補助金要綱の見直しに向け、民生委員児童委員活動の現状の把握及び分析を行いつつ、他市状況等の調査や関係機関との調整を進めています。</p>

			えられる。		
7	地域福祉政策課	八尾市社会福祉関係団体事務局事業補助金について	(2)本補助金の成果指標は定められていないが、補助金等交付基準[3]定期的な見直しにおいて、「社会情勢の変化等を考慮し、補助金等を交付すべきかどうか、あるいは交付すべきであっても金額や補助率及び交付の終期等については、定期的(概ね3年ごと)に見直しを行う。」とされており、「補助金等チェックシート」が定められている。本補助事業は社会福祉関係団体事務局に係る経費について補助するものであり、適切十分な成果指標を定めることは困難であるかもしれないが、補助金等チェックシートの内容(趣旨や目的に公益性があるか、社会的な必要度があるか、補助金等交付先の状況など)を確認し、評価すべきである。	本補助事業は社会福祉関係団体事務局に係る経費について補助するものであり、定量的指標又は定性的指標の検討を行い、本補助金事業の評価を行ってまいります。	本補助事業は社会福祉関係団体事務局に係る経費について補助するものです。本補助金事業の評価を行う指標については、令和3年の施行にむけ、検討を進めてまいります。
8	地域福祉政策課	八尾市社会福祉関係団体育成事業補助金について	(2)本補助金に直結する成果指標が定められていない現在の状況においては、本補助金の適切な評価は実施できないと考えられる。「補助金等交付基準」の[3]定期的な見直しにおいて、「社会情勢の変化等を考慮し補助金等を交付すべきかどうか、あるいは交付すべきであっても金額や補助率及び交付の終期等については、定期的な見直しを行う。」とされており、「補助金等チェックシート」が定められている。本補助事業は社会福祉関係団体の公益的事業が円滑に実施され、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とした補助金であり、適切十分な成果指標を定めることは困難であるかもしれないが、補助金等チェックシートの内容を確認し、評価し、継続・廃止を含めた補助金の見直しを実施し、その記録を残すべきである。	本補助事業は社会福祉関係団体の公益的事業が円滑に実施され、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とした補助金であり、定量的指標又は定性的指標の検討を行い、本補助金事業の評価を行ってまいります。 また、補助金の交付継続や金額等定期的な見直しについては、昨年度、検証した結果、1団体について、補助金交付対象から外し、要綱の改正を行いました。	本補助事業は社会福祉関係団体の公益的事業が円滑に実施され、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とした補助金です。本補助金事業の評価を行う指標については、令和3年の施行にむけ、検討を進めてまいります。 また、補助金の交付継続や金額等定期的な見直しについては、平成30年度、検証した結果、1団体について、補助金交付対象から外し、要綱の改正を行いました。
9	障がい福祉課	八尾市障がい者団体育成事業補助金について	(1)八尾市障害者団体育成事業補助金交付要綱第6条において、補助対象経費が「会員の相談事業、福祉活動、会員及び住民の障害福祉の増進、その他市長が認める経費」という内容にとどまっており、具体的な経費の内容が明確に定められていない。また、本補助金は市から社会福祉協議会に交付され、社会福祉協議会から各団体に補助金を交付しているが、社会福祉協議会における社会福祉団体助成金交付要綱においても、市の交付要綱と同様の記載となっている。 補助対象経費の定めが不明確であることから、会議費や総会費、役員に係る交通費等、管理費に相当すると思われる部分へも補助が行われている団体が発見されており、市及び社会福祉協議会では、補助対象としない経費が含まれていないか検証を徹底す	社会福祉協議会及び各補助対象団体には、改めて補助対象経費の説明を行うとともに、市においても各団体の実績報告を調査するなど、対象経費であるか否かの検討を行うことで調整を進めております。 また、補助対象経費の定めが不明確であることについては、市の補助金交付要綱を改正するとともに、社会福祉協議会における社会福祉団体助成金交付要綱についても改正をするよう調整する予定としております。	社会福祉協議会及び各補助対象団体には、改めて補助対象経費の説明を行い、市においても各団体の実績報告を調査し、対象経費であるか否かの検討を引き続き行っております。 また、補助対象経費の定めが不明確であることについては、市および社会福祉協議会の要綱改正による対象経費の明確化を含めて検討を行っております。

			ることが望まれる。検証にあたっては、社会福祉協議会が実施した調査結果を入手するとともに、市でも各団体の実績報告を調査し、サンプルで請求書等の根拠書類を入手したうえで、補助対象経費であるか否かの検討を実施すべきである。		
10	高齢介護課	八尾市高年齢労働能力活用事業補助金について	本補助金の補助対象経費に事業費以外の管理費（例えば役員報酬）も含まれており、実態にあった名称になっていない。要綱の名称は実態を示す名称にすべきである。	本補助金要綱の名称につきましては、補助金の支給のあり方の検討と合わせて、見直しを行うこととします。	本補助金要綱の名称につきましては、補助金の支給のあり方の検討と合わせて、見直しを行うこととします。
11	高齢介護課 地域支援室	八尾市街かどデイハウス事業運営補助金について	(2)延べ利用者数は減少傾向にあり、現状では街かどデイハウス事業が有効に実施されているかどうかは判断できない。延べ利用者数に併せ、例えば、利用者の自立率を成果指標として、本事業の有効性を評価すべきである。 また福祉の担い手の確保が困難な中、街かどデイハウスは重要な地域資源であると考えられる。他市においては、総合事業の通所型サービスBに段階的移行をしている自治体がある。市においては、街かどデイハウスを総合事業に位置づける場合、①通所型サービスA、②通所型サービスB、③一般介護予防事業として実施することが考えられるとのことである。総合事業の通所型サービスAあるいはBに位置づけた場合の街かどデイハウス運営面における影響等も勘案しながら、「第7期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の計画期間(平成30～32年度)中に、街かどデイハウス事業のあり方について検討を進められているが、他市の状況も参考にし、通所型サービスへの移行の計画的実施を検討すべきである。	街かどデイハウス事業については、地域に根付いた貴重な地域資源であることから、本事業の有効性及び総合事業の通所型サービスを勘案した事業の在り方を検討するため、令和2年1月の実地指導時には、事業者に対してヒアリングを実施し、現状や課題を踏まえ、事業の見直し検討を進めているところである。	街かどデイハウス事業については、地域に根付いた貴重な地域資源であることから、本事業の有効性及び総合事業の通所型サービスを勘案した事業の在り方を検討するため、令和2年1月の実地指導時には、事業者に対してヒアリングを実施しました。 今後、事業者の意向等を踏まえ、「第8期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の計画期間中である令和4年度から段階的に総合事業における通所型サービスBに位置付けるよう、引き続き制度設計の検討を進めてまいります。
12	青少年課	八尾市放課後児童クラブ事業補助金について	現在、月ごとの放課後児童クラブの利用料を徴収しており、月途中で退所した児童がいる場合、日割計算を行い、退所した日数分の利用料を利用者に返還している。しかし、日割り計算をする場合、事務が煩雑となり、一定の事務コストが発生している。今後、更なる民間事業者の参入が期待され、補助金額も増加することが見込まれる。このような状況で利用料の日割返還を民営施設に求めることとした場合、その事務コストに対応する補助金が必要となる。 このことから、公営の施設も民営の施設も月の中で退所した児童の月額利用料は返還しない取り扱いとすることを検討すべきである。なお、月の中で退所した児童の月額利用料を返還しない場合は、月額利用料は返還しない旨のアナウンスを、利用者が入所申請する際等に事前に行う等の一定の配慮が	現在、次年度以降の事業運営に関し、民間の参入も視野に入れ、検討を行っているところであり、事業運営全体の見直し検討の中で、利用料徴収の運用についても検討を行ってまいります。	現在、次年度以降の事業運営に関し、民間の参入も視野に入れ、検討を行っているところであり、事業運営全体の見直し検討の中で、利用料徴収の運用についても検討を行ってまいります。

			必要である。		
13	生涯学習スポーツ課	八尾市PTA協議会運営補助金について	<p>八尾市PTA協議会の収入の大部分は会費収入であり、市からの補助金の収入は、収入全体の1割程度である。そのため、八尾市PTA協議会運営補助金交付要綱第4条に係る経費の支出額が補助金額に満たないかどうかについては、客観的には判断が困難である。市からの補助金を超える繰越金が計上されており、かつ、当年度も繰越金が増加している状況からは、補助金の効果や必要性について、検証が必要である。</p> <p>補助金の効果や必要性を明確にするためにも、交付要綱第4条で補助対象経費について明記するとともに、積算根拠についても明記し、補助金とその対象経費の金額を比較するべきである。</p>	八尾市 PTA 協議会運営補助金の効果や必要性の検討を行い、補助対象については、要綱に明記するよう令和2年度に要綱改正を行う予定です。	八尾市 PTA 協議会運営補助金の効果や必要性の検討を行い、補助対象については、要綱に明記するよう令和2年度の改正を予定しております。
14 15	学務給食課	八尾市奨学金について	<p>(1)本奨学金は学費以外に係る費用に対する援助であるが、国、府の制度を踏まえた修学全般に係る経済的負担の状況や進学率の状況を再確認し、他市の状況も参考にし、限られた財源の中で、どの程度支援していくか見直すべきである。また、「八尾市特別支援学校就学奨励補助金」「民族学校に在籍する児童・生徒に係る就学奨励補助金」は現在、別の補助金制度となっているが、既存の奨学金制度のあり方を踏襲するのではなく、総合的にあり方を検討すべきである。</p> <p>(2)八尾市奨学条例において、受給資格が「学資に乏しいもの」と定められているのみで、具体的に条例や案内に記載されていない。そのため、毎年定員を大きく超える申請が行われており、申請書類の確認及び順位付けに事務作業の時間が多く発生している状況である。事務の効率化の点から、毎年の採用者の所得の状況を分析し、学資に乏しいものとする所得水準を明確にすることが望ましい。</p>	<p>類似した制度を行っている他市の状況や国等の制度変更など状況の変化を注視しながら、限られた財源の中、適切な支援となるよう検討してまいります。</p> <p>例年の採用者の状況を分析した結果、住民税非課税世帯がほとんどであることから、当該制度についてのしおりや市のホームページにこの旨を記載し、制度の状況について対象者に周知を行いました。所得水準の明確化については、(1)で記載の制度全体のあり方とあわせて、検討してまいります。</p>	<p>類似した制度を行っている他市の状況や国等の制度変更など状況の変化を注視しながら、当該制度を含めて就学奨励施策全般については、適切な制度運用となるように、あり方や対象者など総合的な見直しを進めております。</p> <p>例年の採用者の状況を分析した結果、住民税非課税世帯がほとんどであることから、当該制度についてのしおりや市のホームページにこの旨を記載し、制度の状況について対象者に周知を行いました。所得水準の明確化については、(1)で記載の制度全体のあり方とあわせて、検討してまいります。</p>
16	学務給食課	八尾市特別支援学校就学奨励補助金	<p>国、府の制度を踏まえた経済的負担の状況、生活保護における支援内容や進学状況を把握の上、他市の状況も参考にし、限られた財源の中で、誰を対象に、どの程度支援していくか見直すべきである。また、「八尾市奨学金」、「民族学校に在籍する児童・生徒に係る就学奨励補助金」は現在、別の補助金制度となっているが、既存の奨学金制度のあり方を踏襲するのではなく、総合的にあり方を検討すべきである。</p>	<p>類似した制度を行っている他市の状況や国等の制度変更など状況の変化を注視しながら、限られた財源の中、適切な支援となるよう検討してまいります。</p>	<p>類似した制度を行っている他市の状況や国等の制度変更など状況の変化を注視しながら、当該制度を含めて就学奨励施策全般については、適切な制度運用となるように、あり方や対象者など総合的な見直しを進めております。</p>
17	学務給食課	民族学校に在籍する児童・生徒に係る就学奨励補	<p>市は、経済的負担の状況や進学状況を把握の上、他市の状況も参考にし、限られた財源の中で、どの程度支援していくか見直すべきである。また、「八</p>	<p>類似した制度を行っている他市の状況や国等の制度変更など状況の変化を注視しながら、限られた財源の中、適切な支援となるよう検討して</p>	<p>類似した制度を行っている他市の状況や国等の制度変更など状況の変化を注視しながら、当該制度を含めて就学奨励施策全般については、</p>

		助金について	尾市奨学金」、「八尾市特別支援学校就学奨励補助金」は現在、別の補助金制度となっているが、既存の奨学金制度のあり方を踏襲するのではなく、総合的にあり方を検討すべきである。	まいます。	適切な制度運用となるように、あり方や対象者など総合的な見直しを進めております。
--	--	--------	--------------------------------------------------------------------------------------	-------	-----------------------------------------

【令和元年度】高齢者福祉に関する事務の執行について

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第5項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所 管 課	項 目	監査の結果(要旨)	—	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	高齢介護課	長期継続契約における解除権留保規定の欠如について	<p>「介護保険システム運用保守業務委託契約」については、5年間の「長期継続契約」として締結されている(単年度予算が措置されている)。しかし、契約書には、翌年度以後の予算が付かなかった場合の解除権留保条項が置かれていない。</p> <p>長期継続契約については、債務負担行為を講ずることなく複数年締結する契約であり、予算が付かない場合の解除権を留保しておく必要がある。</p> <p>※以下の契約についても、同じ問題点があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八尾市緊急通報システム運営事業委託契約 ・高齢者福祉システム運用保守業務委託契約 		<p>R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針</p> <p>介護保険システム運用保守業務委託契約については、解除権留保条項を記載した変更契約を取り交わすよう対応いたします。</p> <p>八尾市緊急通報システム運営事業委託契約については、次回の新規契約の際に、解除権留保条項を記載するよう対応いたします。</p> <p>高齢者福祉システム運用保守業務委託契約については、解除権留保条項を記載した変更契約を取り交わすよう対応いたします。</p>
2	高齢介護課 高齢介護課 地域支援室	契約書を作成する場合の契約保証金免除の明記について	<p>八尾市財務規則上は、原則、契約時には契約保証金について記載した契約書を作成すべきとしているが、介護保険システム運用保守業務委託契約の契約書等に、契約保証金に関する記載がない。</p> <p>本件については契約書が作成される以上、保証金を免除するのであれば、契約書に明記すべきである。また、保証金の免除は八尾市財務規則所定の事由に該当する場合に、例外的に認められるものであるから、免除するのであれば、免除の意思決定及び免除する理由について決裁文書に残すべきである。</p> <p>※以下の契約についても、同じ問題点があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなの認知症予防教室業務委託契約 ・ノルディックウォーキング教室業務委託契約 ・ロコモ予防体操教室業務委託契約 ・街かどデイハウスに対する介護予防事業の委託契約 ・地域づくりによる介護予防推進事業に関する理学療法士会との業務委託契約 ・高齢者福祉システム運用保守業務委託契約 ・独居寝たきり高齢者実態調査事業の委託契約 		<p>高齢者福祉システム運用保守業務委託契約については、八尾市財務規則に基づく、契約保証金免除及び免除理由について記載するよう変更契約書及び決裁文書中に記載するよう対応いたします。</p> <p>なお、指摘のあった他の業務については、上記の対応をいたしました。</p>

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	R2.1.20 までの取組等の内容と改善の方針	R2.7.20 までの取組等の内容と改善の方針
1	高齢介護課	介護保険事業計画推進事業に関わる委託業務につき随意契約を選択するとの判断について	「八尾市介護保険事業運営支援業務」については、その随意契約の理由が「業務内容の項目の1つとして給付分析を行うことから、本市が導入している介護保険給付分析システムを活用する必要があり、上記事業者はそのシステム開発及び運用の委託事業者で、他の事業者では同システムによるデータの取り扱いができないため」とされていた。しかし、同システムは、市がシステム利用権限を有している。随意契約の理由に記載されている「他の事業者では同システムによるデータの取り扱いができない」という事実は存在しない。 真に、その業務が特定の者でないとできないのかどうかを客観的に検討したうえ、入札の採用を検討すべきである。		「八尾市介護保険事業運営支援業務」につきましては、計画期間中の複数年にわたる債務負担行為を担保としたプロポーザル方式での業者選定や入札を検討してまいります。
2	高齢介護課	プロポーザル方式により選定された事業者との間で、複数年続けて随意契約をする場合のより公平公正なプロセスについて	「平成 29 年度第 7 期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定等支援業務」及び「平成 30 年度八尾市介護保険事業運営支援業務」は、平成 28 年度の業務と同一の委託業者への契約が続いていた。しかし、平成 28 年度業務のプロポーザル手続における公募要領には、翌年度以降の業務の委託事業者となる可能性は示されておらず、そのことは応募者らには当然には知り得ない情報であった。プロポーザル方式で選定された事業者が、翌年度以降の業務の受注において有利に考慮される可能性があるのであれば、そのことを仕様書等に記載しておかなければ、他の事業者との関係で公正を欠くと思われるし、意欲的な事業者の参入機会を減殺する。 プロポーザル方式で選定された事業者との間で、複数年にわたって随意契約をする場合、より公正・公平かつ適法な手順を確立するべきである。		次回、プロポーザル方式で複数年にわたって業者選定をする際には、債務負担行為を担保したうえ、仕様書等に翌年度以降の業務の受注が有利に考慮される可能性を明記するよう検討してまいります。
3	高齢介護課	認定調査員の重点的な指導等について	要介護認定が適正かつ迅速に行われるためには、申請者の状況を把握するための認定調査が適正に行われることが極めて重要である。 認定手続の過程で、職員が調査票を全件チェックしているが、認定調査の問題が発覚した調査員をデータベース化する等して、重点的な指導や研修受講を求めるなど、調査の適正確保の措置を講ずることを検討すべきである。		認定調査内容に疑義がある場合は、当該調査員(委託先)に対して確認を行っております。また、その内容をデータベース化し、調査員間で共有できるように体制の構築を進めています。
4	高齢介護課	主治医意見書の依頼方法の工夫について	現在、介護保険認定手続においては、申請を受け付けた後に、八尾市から主治医に意見書提出を依頼している。		他市の事務運用の調査を参考に、本市におけるメリット等を勘案しながら関係機関との調整を進めてまいります。

			<p>他方、他の市町村では主治医意見書を申請者本人から依頼する方法としているところがあり、他市の事務運用を調査等したうえ、申請者が申請前に自ら依頼する方法とする等、市の事務負担を軽減する方策を検討すべきである。</p>		
5	高齢介護課	<p>必要性の低い要介護認定申請を抑制する対応策について</p>	<p>市の介護認定に要する期間の長期化は、認定申請の増大に事務が対応しきれないという状況が根本的な原因と考えられる。市においては、要介護認定を受けながら介護保険サービスを利用していない者の割合が全国と比較しても高い。</p> <p>必要性の低い認定申請を控えることが、介護保険制度全体の健全な運営に資するものであることについて、市民及び代理申請をなす事業者へ周知するなど、必要性の低い認定申請を抑制する対策を講ずることを検討すべきである。</p>		<p>適切な要介護認定を実施するため、市民及び代理申請を行う事業者に対する正しい介護保険制度の普及啓発が必要であるため、各部署や各関係機関と協力して、様々な場面（機会）で制度の説明をできるよう調整を進めています。</p>
6	高齢介護課	<p>厚生労働省による「要介護認定適正化事業」の成果活用について</p>	<p>厚生労働省では平成30年度より「要介護認定適正化事業」として介護保険総合データベースに格納されたデータを分析し、全国のデータ・都道府県のデータとの対比をして分析した結果を、各保険者に提供するという事業が開始されている。</p> <p>市では、当該データを介護認定審査会の委員に提供するなどしているが、その分析結果の活用方法がまだ確立していない。今後、積極的な活用が求められる。</p>		<p>介護認定審査会運営委員会に対しまして、当該データを提供することで、介護判定の適正化を行っています。また、市主催の調査員研修でもデータを活用するよう検討しています。</p>
7	高齢介護課	<p>キャッシュカードを端末で読み込む方法による口座振替の導入について</p>	<p>国民健康保険料等については、キャッシュカードを窓口を設置している端末に読み込ませる方法により、銀行印なしで口座振替を申し込む方法が採用されているが、介護保険料については、それが採用されていない。</p> <p>他市における徴収率の増加への寄与の動向や、導入費用・手数料等のコストを踏まえ、上記の方法の導入の是非を検討すべきである。</p>		<p>キャッシュカードによる口座振替の申し込みを実現するためのシステム改修のコストを調査しており、他市の動向をふまえ、導入の可否を検討してまいります。</p>
8	高齢介護課	<p>介護保険料の滞納事案への対応（分割納付の交渉等）に関する基準等の不存在について</p>	<p>介護保険料の分割納付の交渉について、具体的なマニュアル等がなく、各担当者の判断に委ねられている。</p> <p>今後、滞納者との交渉に関しては、事例を集積した上で、文書以外の方法による催告の方法・頻度、分割納付を認める場合の考慮要素、分割納付の回数等について、大まかな基準を定めて担当者間で共有し、これを異動の際には引き継ぐなどの措置をとるべきである。</p>		<p>介護保険料の分割納付の交渉については、実情の聞き取り等を行い、原則1年以上の分割納付計画は組まず、1年後に再度納付相談を行う運用をとっております。今後、各担当者で運用方針について共有できる形で検討していく予定です。</p>
9	高齢介護課	<p>滞納事案における財産調査の実施について</p>	<p>介護保険料の滞納事案について、財産調査がなされることはなく、納付交渉時の滞納者からの聞き取りにとどまっている。</p>		<p>介護保険料の滞納事案に対して、策定を予定している運用方針に基づき、財産調査を実施することを検討してまいります。</p>

			<p>少なくとも、滞納額及び態様に照らして悪質・重大と思われる事案については、分割納付の交渉に関して、財産調査を行うことを検討すべきである。</p>		
10	高齢介護課	介護保険料について、滞納者の親族に対し納付交渉を行う場合について	<p>市では、親族と納付交渉をする場合、本人名義の納付書を送付し、その納付書により本人名義で納付されるかによっており、本人に書面等での意思確認を行うといったことがなされていない。</p> <p>親族と納付交渉を行う場合は、事後的にでも書面ないし電話（電話の場合は市の債権管理記録簿に電話による確認をした市の担当者名と確認日時、本人の意思確認をした旨等の記載をして保管しておく必要がある。）等により、本人の意思確認をすべきである。また、親族が介護保険法上の連帯納付義務者である場合、当該親族自身に納付義務を課すことも検討すべきである。</p>		親族と納付交渉を行う場合での本人への意識確認の実施等について、運用方針を定めるよう検討してまいります。
11	高齢介護課	介護保険料の滞納事案に対する滞納処分の活用について	<p>近年、納付交渉や分割納付にあたって財産調査をおこなっておらず、また、差押等も行われていない。</p> <p>悪質かつ重大と思われる事案については、預金照会等の財産調査を活用し調査の結果、回収が見込まれる事案については預貯金の差押等の滞納処分を行うことを検討すべきである。</p>		滞納事案における財産調査や滞納処分を行うことについて、運用方針を定めるよう検討してまいります。
12	高齢介護課	税部局等との連携について	<p>現在、介護保険料の滞納については、市税等の他の強制徴収債権を所管する部局等との間で、ノウハウの共有や個別の案件の具体的な照会、その他の情報共有に関する具体的な連携はなされていない。</p> <p>滞納者の資産や収入、交渉状況等について、税部局への照会等の方法による情報共有を検討すべきである。</p>		高額滞納者への対応として、税部局において把握する所得情報と滞納に対するノウハウが活用できればより効果的な対応が可能となることから、法的に可能な範囲においての所得情報共有を検討してまいります。
13	高齢介護課	介護保険システムの活用による時効管理について	<p>市では、「介護保険システム」を用いて介護保険料の各種事務を進めているが、システムには、中断停止事由及びその終了日が特に入力されていない。そのため、債務承認（納付約束・分納等）による時効中断がされていても、その確認のために事実経過自体をその都度確認する必要があり、各納期の債権ごとの時効完成の防止を意識した徴収が困難である。</p> <p>リスクが低減するような滞納管理方法を検討されたい。</p>		介護保険システムにおける滞納管理方法について、リスクを低減させるよう検討してまいります。また、各事例に基づく対応も必要であるため、既存の折衝記録を活用した滞納事務事案に対する運用方針の策定を検討してまいります。
14	高齢介護課	長期的に継続している共同処理業務委託契約の文書保存の在り方について	<p>介護保険の保険者として行う事務のうち、介護保険給付に係る審査支払事務等を、大阪府国民健康保険団体連合会に処理を委託し、その際、国保連に委託可能な項目の中から項目を選択して契約している。この共同処理業務委託契約は、当初から長期的に継続することが予想されていたものであるが、委託項目選定時の判断過程を示す、過去の文書が保存</p>		各委託項目を選定する際の判断過程を次回の上昇時に添付し、また経過を記した文書を作成する等について見直しを行います。

			<p>されていなかった。今後、委託項目の見直しを検討する際、的確な判断が難しくなり、又は既に検討が終了している検討を重ねて行うこととなり、不効率にもつながる。</p> <p>このような長期間継続的に行われる国保連に対する共同処理委託事務に関し、委託項目を選定する時の判断過程が引き継がれるよう、文書保存の運用または稟議方法を工夫するべきである。</p>		
15	高齢介護課	介護給付適正化指導事業の随意契約理由について	<p>介護保険給付適正化指導事業について、「導入済の適正化支援システムを利用しての事業であり、相手方については、介護保険制度創設時よりこれらのシステム開発に関わっており、専門性・実績が豊富なことに加えて、これまでの取組みにおいても十分な信頼を有しているため」との随意契約理由により、2号随契をしている。しかしながら、適正化支援システムが当該業者にしか活用できないという事実はないことから、客観的な観点からみた場合、随意契約の理由として疑義がある。</p> <p>一般競争入札等、他の契約方法の余地がないか、検討をすべきである。</p>		<p>適正化支援システムの委託契約について、一般競争入札等、随意契約によらない方法の余地の検討を行ってまいります。</p>
16	高齢介護課	介護給付適正化指導事業の業務委託契約ないし見積書における仕様の具体性について	<p>介護保険給付適正化指導事業の業務委託契約書及び仕様書は、委託業務の内容が不明確な記載となっており、八尾市が予定価格を積算するにあたって、受託事業者が見積金額を積算するにあたって、具体的な根拠に基づく「積算」をすることが困難な内容となっていた。</p> <p>業務内容(仕様)を明確化し、価格妥当性の確保ないし検証に向けた対応をするべきである。</p>		<p>契約を行う際には業務内容を明確にし、各業務の具体的な積算根拠を示す仕様書を作成する予定です。</p>
17	高齢介護課	介護給付適正化に関する「指標」設定の在り方について	<p>第7期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画では、介護給付の適正化に関する取り組みについて、「主な見込み量」が掲げられているが、その成果を測定しうる的確な指標が設定されていない懸念がある。</p> <p>適正化に向けた、成果を補足し得る的確な指標設定のうえ、継続的な事務改善がなされる仕組み(PDCAサイクル)を構築するべきである。</p>		<p>第8期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の作成にあたり、適正化に向けた、成果を捕捉し得る的確な指標の設定について検討を行っているところです。</p>
18	高齢介護課	「介護保険と高齢者福祉の手引き」の印刷契約にかかる契約文書保管について	<p>「介護保険と高齢者福祉の手引き」の印刷業務が、出版社に随意契約により委託されており、その随意契約(2号随契)理由として「著作権の観点から当該相手方以外の履行が困難であるため」とされている。当初の契約時には、著作物の権利にかかる合意内容が明示されていた可能性が高いと思われるが、その当初契約時の契約書が発見できなかった。</p> <p>継続する事務に関する基本的な権利関係の合意</p>		<p>継続する事務に関する基本的な権利関係の合意がなされた契約文書等について、次回の契約時に契約文書が必要な期間を明記し、確実に管理・保管するよう適切な文書管理事務に努めます。</p>

			<p>がなされた初年度の契約文書は、的確に管理・保管されてしかるべきであり、これを廃棄したことは事務の在り方として不適切といわざるを得ない。今後は、契約文書が必要な期間や、確実に管理・保管されるよう文書事務の在り方を工夫すべきである。</p>		
19	高齢介護課	「八尾市介護事業者情報検索システム」と「介護サービス情報公表システム」の併存の可否検討について	<p>現在「介護サービス事業者情報提供システム」を運用しているが、他方、都道府県レベルでは「介護サービス情報公表システム」が運用されている。</p> <p>このように、機能目的等が類似している両システムにつき、双方のサービスを併存させる必要があるのか否か（八尾市介護サービス事業者情報提供システムの継続の可否、介護サービス情報公表システムへの機能統合等）について、検討すべきである。</p>		<p>「介護サービス事業者情報提供システム」と都道府県レベルで運用する「介護サービス情報公表システム」は、機能目的等が類似しており、併存させる必要があるのか否かについて、利用者が求める情報の更新頻度や市独自の情報の付加価値等を考慮したうえで検討します。</p>
20	高齢介護課	介護相談員派遣事業の存続の可否の検討等について	<p>介護相談員派遣事業は、平成28年度から利用実績がない状況にある。事業目的との関係で役割を終えているため、利用実績がないのかなど、利用実績がない原因分析をしたうえで、事業の存続の可否について検討するとともに、なお存続させる意義があるという判断であれば、事業目的を達成させられるよう、今後の利用拡大の方法につき検討されるべきである。</p>		<p>介護相談員派遣事業については、令和2年度より対象事業者が拡大されたこともあり、改めて事業者の負担を軽減する等、事業者が応募しやすい内容に整備したうえで募集を図り、利用拡大に向けて取組みます。</p>
21	高齢介護課	委託契約の入札参加資格等について	<p>家族介護用品支給事業につき、入札資格が過去2年間において2回以上、国又は地方公共団体から類似事業の委託を受け履行した実績を要件としていた。この入札参加資格は、過去の受託業者以外の参入が困難となる可能性が大きく、新規参入を排除するものとなっている。</p> <p>今後の入札においては、要件緩和を行うなど、新規事業者が参加しやすくなる措置をとるべきである。また、案件の周知性を高める努力もされるべきである。</p>		<p>今後の入札においては、入札資格の内容を精査し、入札要件の緩和など見直しを行います。また、多くの事業者が参入できるよう入札案件の周知を高めてまいります。</p>
22	高齢介護課 地域支援室	市が特定の事業者への委託契約を行う方式について	<p>徘徊高齢者探知システム運用業務委託契約は、市が特定の事業者へ、GPSによる探知システムの運用を委託し、市が「委託者」となり、事業者へ初期費用相当額を委託料として支払うというものである。しかし、利用者と事業者との間では、通常の直接契約するサービス利用者の場合と同様に契約がされており、また、毎月の利用料等について、市は特に補助等を行わないといったことに照らせば、その実質は高齢者や家族がGPSを利用する際の初期費用の補助としての側面が強い。</p> <p>市が特定の事業者との随意契約による委託という方式により、費用を拠出することは、特定の事業者のみを有利に取り扱うことになり、事業者間の公平と</p>		<p>他市の同類事例の調査や、高齢者あんしんセンターの意見、実際の利用者へのアンケートなどを参考にし、現行の契約方式からの変更について検討を進めていきます。</p>

			<p>いう見地から問題がある。初期費用の一定額補助や複数事業者への委託であれば、このような問題は生じない。現行の委託方式の継続の是非を検討されたい。</p>		
23	高齢介護課	将来的な事業の方向性について	<p>高齢者住宅等安心確保事業は、大阪府営住宅に生活援助員を派遣し、安否の確認・緊急時の対応等の福祉サービスの提供を行うというものである。しかし、民間の「サービス付き高齢者向け住宅」が急速に増加しており、府市双方が協議の上、事業の継続の必要性やニーズに即した事業の在り方を検討されたい。</p>		<p>大阪府と協議を行いながら、今後の事業の在り方を検討します。</p>
24	高齢介護課	委託料及び利用料のあり方について	<p>「緊急通報システム」のうち、課税世帯の利用については、受託事業者が直接、月額利用料等を利用者から徴収し、市の歳入歳出にならない方法が取られている。</p> <p>しかし、利用者の支払う利用料は市の事業を利用する対価である以上、市の歳入に計上し、同額を委託料として歳出に計上するのが原則である。複数の解決方法が考えられるところ、是正方法を検討すべきである。</p>		<p>利用者の支払う利用料の取り扱いについて、現在、複数の解決方法について検討をしているところであり、次回の新規契約から対応できるよう準備を進めてまいります。</p>
25	高齢介護課 地域支援室	地域包括支援センターの委託先の選定方法について	<p>地域包括支援センターの業務委託先の選定については、15か所のうち、公募型プロポーザル手続を実施したものは2か所に過ぎない。残りのセンターについては、従前のセンター運営実績に照らして1者のみの検討、あるいは1者のみに提案させてプロポーザル手続同様の検討を行う、という方法で相手方を選定する随意契約となっていた。</p> <p>仮に結果として、担当区域においてセンターの運営を担う能力があると見込まれる法人が限られていたとしても、本来的には契約の都度、随意契約理由の有無を確認すべきであるし、契約相手先の選定について、少なくとも5年程度の期間ごとに、プロポーザル等によって不特定多数の者に応募の機会を保障するべきである。</p>		<p>地域包括支援センターの委託先の選定方法については、他事業者の応募の機会を確保できるよう、検討を進めているところです。</p>
26	高齢介護課 地域支援室	地域包括支援センターの委託先の契約の更新手続について	<p>地域包括支援センターの業務委託契約は、単年度更新とされており、法的には毎年新たに随意契約を締結しているということになるところ、この更新の際には、新たに公募型プロポーザルによる契約相手方の選定を行うことなく、同じ相手方と随意契約を締結している。</p> <p>今後、数年に1度は公募型プロポーザルを実施する方法により、契約相手先選定の透明性や公正性の確保を明確な形で図るべきである。また、プロポーザル方式で選定された事業者が、当該年度の</p>		<p>地域包括支援センターの委託先の契約更新手続については、公募型プロポーザルを実施するなどして、選定の透明性や公平性の確保に努められるよう、検討を進めているところです。</p>

			業務のみならず、翌年度以降の業務の受注において有利に考慮される可能性があるのであれば、そのことをプロポーザル仕様書等に記載しておかなければ、他の事業者との関係で公正を欠き、意欲的な事業者の参入機会を減殺すると考えられる。		
27	高齢介護課 地域支援室	業務報酬の額の 計算方法につ いて	地域包括支援センターの業務委託については、全てのセンターの基本報酬が定額となっている。他方、担当区域ごとの高齢者の数については、最大格差が2.52倍となっている。 基本報酬の額について、担当区域ごとの高齢者の数や、法令の規定上必要となると考えられる職員の数等を基に、これに比例させてその金額を算出し、各センターにその金額に一定の範囲内での差をつけるなど、格差の是正を行うことを検討されるべきである。		第8期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に際して、高齢化の進展に伴って増加するニーズに適切に対応する観点から地域包括支援センターの機能強化を進めているところです。その中で高齢者人口等を考慮した適切な職員の人員配置など、地域包括支援センターの報酬などについても検討しております。
28	高齢介護課 地域支援室	各地域包括支援 センターと八尾市 との間での、利用 者情報や訪問記 録等の連携につ いて	市と各地域包括支援センターとの間で、利用者情報の共有が全て「紙媒体」で行われており、効率性・利便性を損なう結果となっている。 電子的な方法による情報の共有や結合について、メリット・デメリットや費用等を含めて、少なくともその改善の検討を行うことが望ましい。		委託料の支払いに係る実績報告については、紙媒体からデータ提出とし、令和2年度から運用を一部変更しました。また、市と地域包括支援センター間のネットワーク化の実行可能な方法について協議を進めているところです。
29	高齢介護課 地域支援室	地域包括支援セ ンターの専門職 の人員要件に関 する法令の解釈 及びその運用に ついて	市では、介護保険法に基づき「八尾市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」を定め、介護保険法施行規則と同じ基準を採用している。 このうち、区域の被保険者の数が6,000人を超えた場合、人員要件の考え方が内部的に決定されているわけではなく、担当者の感覚的な判断に終始している。法令の枠内で一定の目安や、考慮すべき要素等を整理しておくべきである。		センターの人員要件に関する法令の解釈及び運用については、第8期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に際して、高齢化の進展に伴って増加するニーズに適切に対応する観点から、地域包括支援センターの機能強化を進めているところです。その中で、区域内の高齢者人口等を考慮した適切な職員の人員配置など、地域包括支援センターへの報酬などについても検討しております。
30	高齢介護課	老人福祉センタ ーを含めた近隣 の公共施設の役 割の見直しにつ いて	2か所の老人福祉センターは、築年数が40年を超え老朽化が進んでおり、現状、当該施設を使い続けるにあたっては、多額の修繕費用又は更新(建替)費用が発生するものと想定される。 同じ地域に存在する他の公共施設や公有地等も含めた、地域全体のまちづくりとしての在り方を検討するべきである。		市の八尾市公共施設マネジメント実施計画に基づき、他の公共施設や公有地等も含めた地域全体のまちづくりとして計画的に検討を進めてまいります。
31	高齢介護課	老人福祉センタ ーで実施されて いる入浴事業の 今後の在り方につ いて	老人福祉センターが設置された40年以上前と比べると、高齢者福祉に求められる役割も変化している。介護予防や社会参加の拠点としての役割など、入浴事業の利用者数の推移、入浴事業の実施コスト、将来の維持更新費用、他市の状況なども踏まえ、更に地域全体のまちづくりとして、両老人福祉センターの在り方も踏まえて、入浴事業の継続の可否につ		入浴事業について、実施コストや他市の状況等を踏まえつつ継続の可否を検討してまいります。

			いて検討されたい。		
32	高齢介護課	事業報告の別紙収入支出明細書における総額表示について	<p>老人福祉センターの指定管理者が作成する事業報告別紙の収入明細書及び支出明細書には、「100円モーニング」事業について、当該事業の収入額と支出額は共に計上されていなかった。</p> <p>収入と支出を相殺的に処理することは、妥当ではないから是正されるべきであることを、市から指定管理者に指導すべきである。</p>		令和2年度実施分より、収入額と支出額を計上するよう指定管理者に指導しており、令和2年度の実績報告書にて確認予定です。
33	高齢介護課	入札参加資格について	<p>災害時要配慮者支援事業に係る同意書等の印刷・封入封緘業務委託につき、「印刷及び封入封緘業務」の実績を参加資格とするのではなく、そのいずれかの実績を有していればよいのであれば、「印刷又は封入封緘業務」とすべきであった。</p> <p>公告文の記載から、双方の実績を必要とすると理解して、入札に参加しなかった者がいる可能性もある。正確な入札参加資格の策定に留意されたい。</p>		今後の印刷・封入封緘業務委託事業に係る入札において、正確な入札参加資格の策定に努めてまいります。
34	高齢介護課 地域支援室	今後の事業継続について	<p>「見守りネットワーク推進事業」のサービス内容は、「訪問介護等の提供事業以外の日常生活上の支援及び指導」であり、内容自体曖昧である。</p> <p>「孤独死防止事業」のように、特定の事業者へ委託費を払って見守り事業を推進してもらうのではなく、広く身近な人たちに見守り、支えあいの意識をもってもらう「高齢者見守りサポーターやお」事業の方が、事業の性質にあっているのではないかと思われる。事業の実施内容の整理が求められる。</p>		見守りネットワーク推進事業については、訪問時にどの程度のサービスを実施すべきなのかの整理とともに、総合事業における訪問型サービスへの移行を含めて検討をすすめてまいります。
35	高齢介護課 地域支援室	モデル事業として継続していることの問題点について	<p>「孤独死防止事業」は、平成16年に国費・府費を財源とした介護予防事業・地域支えあい事業として始まった。現在、事業が実施されているのは桂中学校区の1地区のみである。平成17年以後は新たな事業者の募集も行われていない。</p> <p>これまでの実績や収集した資料に基づき、モデル事業であることの意義や、今後の事業の在り方や方向性について検討すべきである。</p>		地域住民見守り訪問活動事業における桂中学校区での実施に関しては、総合事業における訪問型サービスへの移行について検討を進めていくなかで、他の地域や事業者における実施の可能性についても検討を進めております。
36	高齢介護課	高齢クラブの加入率向上に向けた情報発信について	<p>市のホームページや「介護保険と高齢者福祉の手引き」において、高齢クラブの情報はあまり具体的に記載されておらず、新規の加入検討者に対し、窓口としての告知案内が足りていない可能性がある。</p> <p>市のリソースを用いて、高齢クラブの加入率向上に向けて取り組むことも可能であると思われる。</p>		ホームページでの活動報告や、会員募集チラシ・機関紙を窓口で配架することにより、高齢クラブの認知度を高め、加入率向上に努めてまいります。
37	高齢介護課 地域支援室	入所判定委員会を設置する根拠条例について	<p>市では、八尾市立養護老人ホーム条例に記載する形で、入所判定委員会を設置している。この条例では、上記委員会を第一義的には「八尾市立養護老人ホーム」への入所を判断するために設けられた附属機関と位置付けていることになるが、市立養護老</p>		他市の状況等を踏まえ、法的により適切な形での入所判定委員会の位置づけについて、関係課と協議等、検討を進めております。

			<p>人ホーム以外に入所させる者の入所判定についても用いられてきた。</p> <p>特定の一施設の設置条例である八尾市立養護老人ホーム条例ではなく、「執行機関の附属機関に関する条例」に明記するほうがより適切である。</p>		
--	--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--